企業における自律的な安全衛生管理の進め方検討会次第

１．日時

平成１５年１０月２３日（木）　１４：００～１６：００

２．場所

専用第１６会議室

３．議事次第

（１）　開会

（２）　資料説明

（３）　議事

①　「企業における自律的な安全衛生管理の進め方中間報告書（案）」について

②　その他

（４）　閉会

資料一覧

1　第４回「企業における自律的な安全衛生管理の進め方」議事録概要（案）

2　「企業における自律的な安全衛生管理の進め方」中間報告書（案）

（報告書、参考資料）

1　「合併及び分社化に伴う事業場の安全衛生管理の実態に関する調査研究」報告書（抜粋）

2　労働安全衛生マネジメントシステムに係るＩＬＯのガイドラインの要約

3　ＥＵ労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する１９８９年６月１２日理事会指令（８９／３９１／ＥＥＣ）

4　労働安全衛生マネジメントシステムに関する国内の状況

5　ＯＳＨＭＳ導入による効果

6　機械の包括的な安全基準に関する指針

7　化学物質等による労働者の健康障害を防止するため必要な措置に関する指針

専用第16会議室
「企業における自律的安全衛生管理の進め方」座席表

資料 No. 1

第4回企業における自律的な安全衛生管理の進め方検討会議事録概要(案)

1　日　時　　平成15年7月29日(水)　10:00～12:00

2　場　所　　経済産業省第1014号会議室

3　出席者

（委員）　平野座長、太田委員、衣川委員、小出委員、小林委員、後藤委員、柴田委員、高委員、畠中委員、森委員、宮尾委員

（行政）　大石安全衛生部長、中沖計画課長、中林衛生課長、飛鳥化学物質調査課長、高橋建対室長、高橋環境改善室長、他

オブザーバー

4　議事概要

小出委員から、英国等の欧州における安全衛生に関する現状、現場におけるリスクアセスメントの実施の事例等、労働安全衛生分野におけるリスクアセスメントの現状について説明後、意見交換。

○　輸送用機械業における作業環境のリスクアセスメントは、安全と別の流れか。

→安全と別の流れである。環境、産業保健での方法論は試行錯誤である。メンタルの要因を入れると大変難しくなる。

○　リスクアセスメントの成果についてはどのように評価しているのか

→休業日数の減少のように従来型の評価もあるが、個々に洗い出したリスクの評価も行っており、リスク総体の評価点による変化もみている。

森委員から、現場での実績の紹介、メンタルヘルスのリスクアセスメント、過重労働への対応等を含めた労働衛生、(産業保健)分野におけるリスクアセスメントに関しての説明後、意見交換。

○　メンタルヘルスに関しては全体の組織における問題を専門家に定期的に評価して貰うことも必要でないか。

→組織の評価は、組織の長に対するきっかけづくりになる。個人の問題は個人の問題として組織として相談窓口を設け、個々にアクセスする方法が一般的である。

○　海外勤務において、衛生事情、価値観の差によるメンタルヘルスの問題が発生することから、医者はメンタルヘルスの相談役も果たしており、産業医も同様ではないか。

→そのとおりであり、産業医はメンタルヘルスから避けて通ることはできない。

○　過重労働対策において、実態の時間管理が困難な場合が多いのではないか。

→基本的には労働時間は申告ベースの数字でしかたないが、企業によっては、コンピュ

ータの使用時間の管理から労働時間を管理する等の工夫をしている事例もある。時間管理を行わない管理職に問題が発生する可能性が高い。

「今後の鉱山保安の在り方について」の説明後、意見交換。

○　本検討会の議論に参考になるものであり、特に労働安全衛生法におけるずい道掘削の規制の在り方の議論に大変参考になる。

報告書骨子案の修正について説明後、意見交換。

○　SRI（ソーシャリー・リスポンシブル・インベストメント）の発想で、公的年金の運用に労働安全衛生についての評価項目を入れて評価を行うよう信託銀行等に指示を出すこともあるのではないか。
○　報告書骨子の2の（1）を企業の社会責任（CSR（コーポレート・ソーシャル・リスポンシビリティ））に関する内外の動きということで展開してはどうか。
○　建設業に関しては、元請と下請との間に安全衛生へ取り組む姿勢に大きな乖離がある。フィードバックする形式でインセンティブを刺激することを考えると良いのではないか。
○　製造業において労働者混在がある場合において、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムを動かす主体は、事業場のトップであると考える。労働安全衛生マネジメント指針において、事業者の定義は、当該作業場所を管理する権原を有する者であると明確にしないと、労働安全衛生マネジメントシステムは機能しないのではないか。
○　ILOの労働安全衛生マネジメントシステムは、場全体を統括する企業に責任を負わせるグローバルスタンダードであり、これを基本に考えるべきである。

5　その他

次回は9月以降。

資　料
No. 2

「企業における自律的な安全衛生管理の進め方」中間報告書（案）

はじめに

労働者の安全と健康を守ることは、戦後の労働基準行政の最重点項目のひとつとして行政努力が傾注されてきたが、昭和３６年に労働災害による死亡者数はピークに達した。その後、高度経済成長期に入るとともに産業の質的な変革と労働者数の増加が進み、労働災害は引き続き高水準で推移し、重篤な労働災害も発生するという状況が継続した。このような状況を踏まえて、労働安全衛生法が昭和４７年に制定され、新たな産業社会における総合的な安全衛生確保のための施策が推進されてきた。

労働安全衛生法では、労働災害の防止のために、事業者が遵守すべき最低限の安全衛生水準を設けるとともに、自主的な安全衛生管理の推進を図ってきた。しかしながら、第１０次の労働災害防止計画に記述されているように、社会経済情勢の変化の中で雇用の流動化、就業形態の多様化等が進んでおり、今後の安全衛生管理の在り方について検討が求められている。

当検討会では、このような背景を踏まえ検討を行い、行政への提言をまとめたものである。

1　企業内の安全衛生上の問題点

(1) 職場におけるリスク[*1]の存在

ア　労働安全衛生法が制定され、以来３０年同法に基づき総合的な労働災害防止対策を展開してきているところであるが、今なお、労働災害による被災者数は年間約５５万人（労災保険新規受給者数）に達しており、そのうち休業４日以上の死傷者が約１３万人を占めている。また、死亡者数については、昭和３６年の６，７１２人を頂点として、労働安全衛生法が制定された昭和４７年から４年間で半減に近い減少を示してから漸減傾向にあったが、平成１０年に２，０００人の壁を破って以降、着実に減少しつつある。しかし、今なお年間１，６００人を超える労働者が労働災害により死亡している。他方、一度に３人以上が被災する重大災害の件数は、年間２００件前後で推移しており、減少の傾向が認められず、最近では化学工業、鉄鋼業等において重大災害が続発している。また、厚生労働省の調査では、労働災害の発生につながるヒヤリハットを体験している労働者は、製造業では６５％と多く、機械設備の使用、作業内容、有害物の取扱い等の潜在的なリスクが作業場所に依然として数多く存在していると考えられる。今後、労働災害を更に画期的に減少させるためには、これらのリスクを低減していくことが必要である。

イ　労働衛生対策という観点では、脳血管疾患及び虚血性心疾患等で３１７件が業務上と認定されるなど、現下の厳しい経済情勢において、業務の質的・量的な増大な

---

*1　リスク：労働災害の発生する確率とその災害の大きさを組み合わせることによって表す危険性の指標

どによる心理的ストレスの増加や過重労働による健康障害の発生などが新たな課題として注目され、その対策の重要性が増大してきている。このような職場に存在する作業関連疾患等に関連するリスク要因に対するリスクアセスメント等の必要性も指摘されている。

ウ　化学物質等については、その新規化学物質の登録数は約５５，０００種類を数え、毎年新たに約５００種類以上の化学物質等が職場に導入されている他、近年、我が国の生産現場が多品種少量生産型に移行していることなどに伴い、化学物質等を取り扱う形態等も多様化するとともに、頻繁に変更される傾向にある。このような状況の中で、有機溶剤中毒予防規則等の特別規則によって規制されていない化学物質等による健康障害も後を絶たないこと等から、法令の遵守を中心とした化学物質管理に加え、化学物質のリスクに応じた対応を企業が一層積極的に進める必要性も指摘されている。

(2)　安全衛生のノウハウの継承が不十分であること等による影響

事業場では、安全衛生パトロール、ヒヤリハット報告、危険予知活動等の職場に密着した自主的な労働災害の防止活動が進められてきている。しかしながら、この自主的な活動がマンネリ化している懸念もあり、さらに、自主的な活動が安全衛生担当者個人の知識、経験、意欲に負うところが少なくないという問題もあった。このため、労働災害が多発した時代を経験し、労働災害防止のノウハウを蓄積した者が退職又は異動する際に、この安全衛生管理のノウハウが事業場内において十分継承されないといった場合には、従来からの自主的な安全衛生活動の継続が困難となるおそれがある。また、経営環境が厳しさを増す中で、安全衛生管理組織の縮小、安全衛生関係業務以外の兼務の増大等が進展しており、安全衛生にあまり経験のない者が担当する場合や安全衛生活動に充てる時間が減少する場合もあり、これにより、事業場の安全衛生水準が低下し、労働災害の発生につながるのではないかという懸念が指摘されている。

(3)　企業の分社化等による影響

近年の社会経済情勢の変化により、分社化等の組織運営に関する構造的変化が企業内で増大してきており、安全衛生管理体制もこの変化の影響を受けている可能性がある。

中央労働災害防止協会の「合併及び分社化にともなう事業場の安全衛生管理の実態に関する調査研究委員会」の報告書（参考資料１）によると、分社化等により

ア　分社化にともない、安全衛生担当者の人材不足や知識、経験が不足しているケースがあり、安全衛生活動のレベル低下が懸念されること

イ　分社化された事業場、特に事業場の一部が分社化された場合には、安全衛生活動において親会社の支援を受けている割合が高く、分社化された事業場が親会社に大きく依存していること。また、安全衛生の責任が不明確になること

ウ　合併した各事業場の安全衛生活動の内容や歴史、及び事業場間のレベル差がある場合には、合併後の安全衛生活動が円滑に実施されず、安全衛生水準の低下の

懸念が生じること
等の問題があることが指摘されている。

(4) 就業形態の変化、雇用の流動化による影響

労働分野においては、現在、業務請負の拡大、派遣労働者の増加等の就業形態の多様化、産業構造の変化や労働者の就業意識の変化等による雇用の流動化が進んでいる。特に業務の外注化、企業の分割化等により指揮命令系統の異なる労働者の混在や安全衛生管理責任の実態とのズレが増大しており、これに対して、有効な安全衛生管理体制が取られていないのではないかとの問題点も指摘されている。

また、我が国では、従来、終身雇用制という雇用慣行の下で、企業において経営者と労働者がともに企業の発展を支えてきたといわれているが、経済情勢、雇用情勢の悪化とともに、雇用の流動化、就業形態の多様化等が進み、特に若年者を中心として労働者の企業への帰属意識が薄れてきている。

(5) 仕様規定による措置内容の固定化

労働安全衛生法令においては、危険有害要因を特定し、その要因による労働災害を防止するための措置の実施を求める性能要件的な規定が大部分であるが、実施すべき措置を特定し、具体的な仕様等を詳細、一律に定めた規定も一部ある。事業者にとって法令で画一的な措置が示されている現状は、事業者にとっては対応を容易にする効果がある反面、事業者が行うべき措置内容の自由度が低く新技術の導入や工夫によってコストの低減化を図る余地が小さいとの指摘がなされている。

(6) 企業倫理の低下

昨今、企業における様々な不祥事が発生し、日本においても企業倫理について議論される機会が多くなってきている。企業倫理に反した結果、社会的責任が厳しく追及されたり、企業の経営そのものが破綻に追い込まれるケースも見られるところである。

労働安全衛生の分野においても、ボイラー等の安全管理が優良であるとして、連続運転の認定を受けた事業者が定められた測定をせず、測定結果の虚偽の記載を行い認定の取り消しを受けた事例もあり、企業倫理の低下が、事業場内の安全衛生の確保にも影響を及ぼす懸念がある。

2　企業におけるリスク管理

(1) 企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility:CSR）

企業の評価は単に一企業の評価に止まらず、企業の属する国及びその国民に対する評価にまで影響を及ぼすことがある。企業の責任としては、利益をあげ、ステークホルダーへ利益を還元する責任である「経済的責任」とともに、法令の遵守、企業倫理の確立、社会的説明責任等の法的な規範に加え、社会的な規範を尊重する責任である「社会的責任」がある。そのうち、企業の評価の大きな要因として、企業

が「社会的責任」を如何に果たしたかという点が重視される傾向にある。
企業の「社会的責任」が近年クローズアップされることとなった背景としては、「企業活動のグローバル化」、「企業間の競争の激化」、「消費者等のステークホルダーの意識の変化」、「欧米価値観の普及」が考えられる。
企業の社会的責任について、欧州ではこれを制度化し、基準を作るべきだという議論が多くなされており、現在、第３世代企業社会的責任マネジメントシステム規格をISOで議論している。
また、米国では１９８７年に連邦量刑ガイドライン（組織に対するガイドラインは、１９９１年に施行）が定められ、効果的なコンプライアンスプログラムを採用した企業については罰則を軽くし、採用しない企業については罰則を重くする仕組みを導入した。
企業が安全衛生対策を自律的に行うよう促進するための措置等について検討する際には、背景としてこのような企業の社会的責任の取組においてリスク管理が大きな要素であることについても留意する必要がある。

(2) 自律的な安全衛生管理における内外の動向

ア　諸外国の動向

(ｱ) 米国では、１９８２年よりVPP（Voluntary Protection Program（自主的予防プログラム））と呼ばれる自主安全管理制度を導入している。この制度は、安全衛生管理を自主的に行っていく意思を持ち、この旨をOSHA（安全衛生庁）へ申請をした事業場に対して、書類審査と現場査察を行ったのち、VPP参加事業場として認定するものであり、認定の見返りとして定期監督の免除などのインセンテイブ措置が取られるといった制度である。このVPP参加事業場として、これまでに約９００の事業場が認定されているところであるが、この認定については、安全衛生管理制度が有効に機能しているかというシステム監査的な事項に加えて、過去３年間の災害と疾病の発生率が同じ産業の平均発生率を下回っていることが要求されるなど、仕組みだけでなく実績評価の要素も有している点が特徴である。

(ｲ) また、企業におけるリスクアセスメントの手法を核とする自律的な安全衛生管理に有効な一つの手法として、継続的、組織的なリスクアセスメント及びこれを踏まえた改善を実施することができる労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）がある。OSHMSは、「安全衛生管理のベテラン担当者の退職等に伴い、その安全衛生に関する知識や労働災害防止に関するノウハウが継承されていない」等の課題に対応し、特別の個人的能力に依存せず組織的、継続的な安全衛生管理活動を段階的に向上させる仕組みである。このOSHMSについては、国際労働機関（ILO）や諸外国等において、それぞれ検討、導入等が進められてきたところであり、国際労働機関（ILO）では、２００１年１２月にガイドラインを公表したところである。（参考資料２）

(ｳ) EUにおいては、１９８９年に「労働安全衛生の改善を促進する措置の導入に関する欧州理事会指令」（EU労働安全衛生枠組み指令）が採択され、労働者の

安全と健康の改善を促進するための対策を導入すべきであるとの目的の下に、リスクアセスメントの発想に基づく体制の構築を進めることとなった。このため、EU 加盟国においては国内の法制度等の整備を１９９２年末までに進めることとなった。（参考資料３）

(ｴ) このような状況下において、英国では、１９９１年にHSE（安全衛生庁）が（成功する安全衛生マネジメント（Successful health and safety management, HSG 65)）を定め、その後のOSHMSの原型となっている。さらに、EU労働安全衛生枠組み指令を国内制度に導入するため、１９９２年にリスクアセスメントを基本とする安全衛生管理規則を整備した。

その他のEU諸国においても、労働安全衛生枠組み指令に基づく制度の整備が進められ、広くこの安全衛生管理の自律的な取組が推進されているところである。

イ 国内の動向

国内的な自律的な安全衛生管理の取組として、厚生労働省でも１９９９年（平成１１年）３月労働安全衛生規則を改正し、第２４条の２として「自主的活動を促進するため必要な指針を公表することができる」旨の規定を定め、これに基づき、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」を告示として公表し、その導入を進めているところである。

労働安全衛生マネジメントシステムの導入については、災害防止団体等を通じて現在進められてきており、その構築状況については、現在全国で数百単位の事業場でシステム構築済み、構築中又は構築予定とされているところである。（参考資料４）さらに、サンヨー、キヤノン等導入により労働災害が減少した実例は数多い。（参考資料５）

また、特定の分野におけるリスクアセスメントの考え方を導入したものとして、「機械の包括的安全基準」（参考資料６）及び「化学物質管理指針」（参考資料７）がある。

３ 労働安全衛生対策上の課題に対する考え方

事業者、労働者を取り巻く環境の変化により、労働安全衛生管理上いくつかの課題が生じており、さらに諸外国の動向を踏まえ、これらの課題について、以下のような考え方を取ることが適当であると考えられる。

(1) 職場におけるリスクへの対応の問題

重大な災害や新たな知見が現れるたびに規制の追加を行っているが、事業場内に存在する全ての危険有害要因への具体的な対策を法規制により網羅することは難しい。現在でもなお、年間１６００人以上の死亡者数及び年間約５５万人の死傷者が発生しており、職場におけるリスクへの対応が必要である。

＜課題に関する考え方＞

労働安全衛生法で定められた措置は、必要条件であって十分条件でない。より高い安全衛生水準を目指すための仕組みの導入により、年間約５５万人の労働災害の死傷災害が起こっている現状を打破し、その着実な減少を図ることが必要である。

一方で、新しい機械設備や工法が導入されたり、毎年数百の新規化学物質が労働の場に持ち込まれ、また危険有害要因が存在する事業場の実態もそれぞれ異なっている等の現状を考えると、全ての危険有害要因を網羅し、その具体的な防止規定を定める規制は現実的には難しい。

このため、事業者が危険有害要因の特定、リスクの評価及び実施事項の検討、計画の策定、実施、評価、改善を組織的、継続的に行う自律的な安全衛生管理の仕組みの導入の検討を進め、リスクの合理的かつ体系的な低減を通じて、安全衛生水準の向上を図ることが効果的である。

(2)　安全衛生のノウハウの継承に関する問題

事業場では、労働災害防止のノウハウを蓄積したベテラン担当者の退職等に伴い、安全衛生管理のノウハウが事業場において十分に継承されないこと等により、事業場の安全衛生水準の低下が懸念される。

＜課題に関する考え方＞

従来、安全衛生管理のベテラン担当者の知識、経験に基づいて、自主的な安全衛生管理が推進されてきたが、社会経済情勢の変化により、企業の事業形態の変化、安全衛生管理組織の縮小、就業形態の多様化等が進展し、従来通りの安全衛生管理が困難になっている。したがって、事業場の安全衛生管理水準が特定の個人のノウハウに依存しない継続的、組織的な安全衛生管理のシステムの構築が必要である。

(3)　事業形態の変化による適用事業場の単位の問題

企業の分社化等が進展し、適用事業場の単位が実態に合わない場合がある。

＜課題に関する考え方＞

労働安全衛生法令においては、事業場ごとの労働者数で規制をかけており、仮に５００名の企業が５０名未満の事業場から成る十数企業に分社化された場合、労働安全衛生法施行令第５条により義務づけられている「業種を問わず５０人以上規模の事業場に選任義務のある産業医」については選任義務がなくなることになるが、このような事業形態の変化が安全衛生水準の低下に結びつかないよう、分社化後の実効ある安全衛生管理体制の在り方の検討が必要である。

さらに、分社化等、様々な企業再編が行われている状態を考えれば資本関係が根幹的な責任やリスクの単位になるべきであり、連結決算のような考え方まで拡大し、「みなし事業場」のような考え方の導入を検討する必要がある。

(4)　労働者の混在に対する有効な安全衛生管理体制等の問題

就業形態の変化、業務の外部化等により指揮命令系統の異なる労働者の混在に対

して有効な安全衛生管理体制等が取られていない場合がある。

＜課題に関する考え方＞

就業形態の変化、業務の外注化等による指揮命令系統の異なる労働者の混在には、仕事の一部を丸ごと請負っている業務請負のような場合と、派遣会社から要員を派遣しているような場合等があるが、このような労働者が混在する事業場において有効な安全衛生管理体制を確立し、施設設備等の管理権原を有する者による下請労働者等も含めた労働災害防止対策を推進するために、作業場における「場の管理」を行うことについても検討が必要である。

(5) 仕様規定の規制による措置内容の固定化の問題

現行法令の措置義務の大部分は、所定の目的を達成するための措置を講じることを求める規定（性能基準）であるが、要求される仕様等を画一的に定めたもの（仕様基準）も一部あり、事業者が講じなければならない措置の自由度が低い場合がある。

＜課題に関する考え方＞

要求される仕様等を詳細、一律に定めた規定も少なからずあり、措置内容の自由度が低い状況では、コスト低減を目指した事業活動の展開が抑制され、事業者が自らの事業場に合った安全衛生活動を行おうとする場合、その選択肢を制限するマイナス面がある場合もあることから、措置の自由度を拡大する必要がある。

さらに、仕様基準が技術革新の阻害要因になっているか否かをチェックする必要がある。

4 新たな安全衛生対策の在り方（提言）

３の考え方を踏まえ、労働者の安全と健康を確保するためには、次のような施策を導入することの検討が必要である。

(1) リスクアセスメントを基軸とした自律的な安全衛生管理の導入等について

ア リスクアセスメントを基軸とした自律的な安全衛生管理の導入

リスクの合理的かつ体系的な低減を通じて、安全衛生水準の向上を図るため、事業者が危険有害要因の特定、リスクの評価及び実施事項の検討、計画の策定、実施、評価、改善（PDCAサイクル）を組織的、継続的に行う自律的な安全衛生管理を実現する有効な手法であるOSHMS等の導入促進の検討が必要である。特に、重大災害の続発の原因が、ノウハウの伝承不足、施設設備の老朽化等と、マスコミで指摘されているが、危険有害な物を取り扱う業種に対して、OSHMS等を早急に普及することについての検討が必要である。

また、機械の使用段階におけるリスクアセスメントを的確に行うためには、製造段階でリスクアセスメントを実施し、リスクを低減した上で、残存リスクの情報を機械の使用者に提供することが重要であることから、「機械の包括的な安全

基準」の普及促進を図ることが必要である。
なお、自律的な安全衛生管理の導入に際しては、以下のような事項について留意が必要である。

(ｱ) 現行法令で規定されている管理者に加えて、事業場内の管理を円滑にするため、社内のラインの長等、実際に安全衛生管理に従事している者等中間管理職の活用が必要であり、これらの者の教育についての充実が必要である。

(ｲ) 社内における内部監査制度や労働安全衛生コンサルタント、産業医等の専門家、社外の安全衛生管理支援機関の活用等、実際の安全衛生管理のＰＤＣＡサイクルが適切に機能しているかチェックする体制の整備等が必要である。

(ｳ) 安全上のリスクに比して過重労働やメンタルヘルス等の衛生上のリスクは、現場の労働者が実感しにくい場合が多く、専門家による個別の評価、関与が重要であることから、自律的な安全衛生管理を推進するために専門家の育成等が必要である。

イ OSHMS導入促進策

OSHMSの導入の際には、人材の育成、文書化の推進等負担が大きいこと等、最初のハードルが高いことから、OSHMSが適切に導入され、かつ、適切に運用されることが企業経営においてメリットを得ることとなる仕組み、つまり企業に対する経済的・社会的なインセンティブ措置の導入により、OSHMSの導入促進を図る仕組みの検討が必要である。

インセンティブには、以下のようなものが考えられる。

○ 法令上の措置に関するインセンテイブ措置
○ 経済的なインセンテイブ
○ 社会的評価に係るインセンテイブ

(2) 労働者の混在、分社化等に対応した新しい安全衛生管理体制の在り方について

製造業の作業現場において、労働者の混在による労働災害の増加が懸念されることから、業務請負の実態及び労働者の混在による労働災害の発生状況等の把握に努めるとともに、混在する労働者等の安全衛生を確保するために、下請労働者等を含んだ施設設備に関する労働災害防止対策について、施設設備等の管理権原を有する者を核とした「場の管理」に基づく統括的な安全衛生管理を実現させる体制の仕組みづくりについて検討が必要である。

さらに、分社化の進展により安全衛生法の適用対象となる事業場が分割され、労働安全衛生法令において求める安全衛生管理体制の確立が不十分となり、安全衛生水準が低下する等のおそれがあることから、その実態の把握を行い、分割前の安全衛生水準を確保するために、分社化の際の安全衛生管理体制の在り方について検討することが必要である。

(3) 有効な安全衛生管理対策を可能とする枠組みについて

要求される仕様等を画一的に定めた規定も一部あり、措置内容の自由度が低い場

合も見られることから、性能要件化を促進することについて検討が必要である。その際には、安全衛生水準の低下を招かず、事業者の創意工夫を活かすことについて留意する必要がある。

参考資料
No. 2

労働安全衛生マネジメントシステムに係る ILOガイドラインの要約

資料出所:厚生労働省安全衛生部国際室

ガイドラインは、前文、第1章「目的」、第2章「国のOSHMSの枠組み」、第3章「事業場のOSHMS」及び「用語集」等の参考資料で構成されている。
これらの概要は、以下のとおりである。

前文

事業場レベルでの危険有害要因及びリスクの低減並びに生産性向上に係るOSHMSの導入の積極的な意義は、現在、政府、使用者及び労働者に認識されている。

このOSHMSについてのガイドラインは、ILOの3者構成の各構成員により国際的に合意され、明確にされた原理を踏まえ、ILOにより策定された。この3者構成による対応は、強靭さ、弾力性及び事業場における継続可能な安全文化の育成のための適切な基礎を与えるものである。このように、ILOは、OSHMSについての自主的なガイドラインを策定したが、これは、ILOの存在意義と労働者の安全と健康を確保するにふさわしい手段を提示するものである。

このガイドラインは、労働安全衛生管理に責任を有するすべての者が使用することを意図したものである。また、このガイドラインは、法的な拘束力を持つものではなく、国の法令や基準に置き換わることを意図されたものでもない。さらに、その適用において、認証を求めるものでもない。

使用者は、労働安全衛生について組織的に対応することの責任を負い、また、義務を負う。OSHMSを実施することは、この義務を全うするための一つの有力な手段である。
ILOは、このガイドラインを実際的な手法として設計したが、これは、OSH対策の継続的な改善の達成の手段を提示することで、事業場や権限ある機関を支援しようとするものである。

1 目的

1.1 危険有害要因及びリスクからの労働者の保護や労働災害の根絶等に寄与すること。

1.2 国レベルでの本ガイドラインの目的

- 国のOSHMSの枠組みの確立に使用されること。
- 自主的な仕組みの開発のための手引き(guidance)を提供すること。
- 国のガイドライン及び業種別・規模別ガイドラインの開発のための手引きを提供すること。

1.3 事業場レベルでの本ガイドラインの目的

- 事業場のOSHMSの各要素についての手引きを提供すること。
- 事業場の関係者にOSH管理の原則及び方法を適用することの動機付けを与えること。

2 国のOSHMSの枠組み

2.1 国の方針[national policy]

- 権限有る機関(Competent institution or institutions)が指名され、当該機関が事業場におけるOSHMSの構築及び実施に当たっての一貫した方針の策定、実施及び定 期的な見直しを行うこと。また、この際、次の者の意見を聴くものとすること。
    - 最も代表的な労働組合
    - 最も代表的な事業者団体
    - その他の関係団体等 (2.1.1)
- OSHMSについての国としての方針は、一般原則と手続きを定めたものである こと。(2.1.2)
    - 事業場のすべての管理の一環としてOSHMSの実施及び統合を促進すること。(2.1.2.a)
    - 国及び事業場レベルでのOSH活動の体系的な統合、計画、実施及び改善のたの自主的な仕組みを推進し、及び改善すること。(2.1.2.b)
    - 事業場レベルでの労働者及びその代表の参加を促進すること。(2.1.2.c)

- 不必要な官僚主義、管理及び費用を避けながら継続的な改善を実施すること。(2.1.2.d)
- 労働監督機関、労働安全衛生サービス機関、その他のサービス機関による、事業場に対するOSHMSの協力支援の仕組みを促進するとともに、これらの活動を労働安全衛生マネジメントの一貫した枠組みの中に組み入れるようにすること。(2.1.2.e)
- 適当な間隔で国の方針及び枠組みの効果を評価すること。(2.1.2.f)
- 適当な方法により、OSHMS及びその実施の効果を評価し、公表すること。(2.1.2.g)
- 事業場に直接雇用されている労働者(臨時の労働者を含む。)に適用される安全衛生の要求事項と同様のものが請負事業者及びその労働者に適用されることを確保すること。(2.1.2.h)

- 権限ある機関は、次の目的のためのOSHMSについての国としての枠組みを確立 すること。(2.1.3)
  - 様々な機関の各機能や責任を決定するとともに、各機関の間の必要な協力 を確保するための仕組みづくりを行うこと。(2.1.3.a)
  - 国のガイドラインを公表し、定期的に見直しを行うこと。(2.1.3.b)
  - 業種別・規模別OSHMSガイドラインの準備及び実施に責任の有る機関の指定及びそれぞれの責任内容についての基準を定めること。(2.1.3.c)
  - 手引きが事業者、労働者及びそれらの代表に利用できることを確保すること。(2.1.3.d)

- 権限ある機関は、事業場がOSHMSを実施することを奨励し、支援するため、仕 組みを定め、労働監督機関、労働安全衛生サービス機関等に手引きを提供すること。 (2.1.4)

2.2 国のガイドライン[national guidelines]

- 国の実情や慣習を考慮し、モデル(第3章)に基づき精査されること。(2.2.1)

- ILOのガイドライン、国のガイドライン及び業種別・規模別OSHMSガイドラ インの間で整合性が確保されるべきであり、事業場レベルで直接ILOのガイドラインを適用すること又は業種別・規模別OSHMSガイドラインを適用することが選択できるように弾力的に設計されること。(2.2.2)

2.3 業種別・規模別ガイドライン[tailored guidelines]

- 業種別・規模別OSHMSガイドラインは、ILOガイドラインの全般的な目的を反映しながら、国のガイドラインの一般的な要素を含むべきであり、特に、次の事項を考慮しながら、事業場や事業場集団の特殊な実情や必要性を反映するようにして設計されるべきであること。(2.3.1)
  - その規模(大規模、中規模及び小規模)及び構造(2.3.1.a)
  - 危険有害要因の型及びリスクの程度(2.3.1.b)

- OSHMSの枠組みについて図示したこと 。(2.3.2)

3 事業場におけるOSHMS

労働安全衛生は、使用者の責任であり、義務であること。使用者は、事業場における
OSH活動に強力なリーダーシップと責任を示すとともに、OSHMの確立のための適切な仕組みづくりを行うこと。OSHMSは、主要な要素である「計画・実施・評価・改善」を含むものとすること。

3.1 安全衛生方針[OSH policy]

- 使用者は、文書で安全衛生方針(OSH方針)を定めること。

<OSH方針の要件として5項目を明記>(3.1.1)

- OSH方針は、事業場で認めた次の基本原則及び目的を含んでいること。(3.1.2)

  - 作業関連の負傷、不健康、疾病及び事故を防止することにより、事業場のすべての者の安全と健康を確保すること。(3.1.2.a)
  - 法令、事業場の自主的安全衛生規程等を遵守すること。(3.1.2.b)
  - 労働者及びその代表者が意見を聴かれるとともに、OSHMSのすべての要素に積極的に参加するよう奨励されることを確保すること。(3.1.2.c)
  - OSHMSの実施状況についての継続的な改善を行うこと。(3.1.2.d)

- OSHMSは、事業場における他のマネジメントシステムと両立しうるものであるか又はその中に組み込まれものであること。(3.1.3)

3.2 労働者の参加[worker participation]

- 労働者の参加は、事業場におけるOSHMSの本質的な要素であること。(3.2.1)

- 使用者は、作業に関連するOSHのすべての点について労働者や安全衛生代表者が意見を聴かれ、情報を与えられ、教育・訓練を受けることを確保すること。(3.2.2)

- 使用者は、労働者及び労働者代表がOSHMSのすべての過程に積極的に参加するための時間及び資源を保有するような仕組みをつくること。(3.2.3)

- 使用者は、適当な場合、国内法令に従って安全衛生委員会を設立すること、これを有効に機能させること等を確保すること。(3.2.4)

3.3 責任と説明責任[responsibility and accountability]

- 使用者は、労働者の安全衛生の確保の全責任を負い、事業場のOSH活動に強力なリーダーシップを発揮すること。(3.3.1)

- 使用者及び上級管理者は、OSHMSの開発、実施及び運用並びにOSH目標の達成のための責任、説明責任及び必要な権限を担当者に割り振り、組織及び手続きを確立すること。
  <組織及び手続きの内容として11項目を明記>(3.3.2)

- 責任、権限及び説明責任を有する上級管理者レベルの者が指名されること。
  <目的として3項目を明記>(3.3.3)

3.4 能力及び教育・訓練[competence and training]

- 必要なOSHに関する能力を特定すること。また、すべての者が安全衛生に関する義務と責任を履行するための能力を有することを確保するための仕組みが定められ、維持されること。(3.4.1)

- 使用者は、OSHMSを実施するため、作業に関連する危険有害要因及びリスクを特定し、除去し、

管理するための能力を有すること。(3.4.2)

- (3.4.1)に基づき、教育・訓練のプログラムが実施されること。
  <教育・訓練のプログラムの要件として6項目を明記>(3.4.3)

- 教育・訓練は、可能な場合は、すべての参加者に対して、費用を求めることなく行 われ、また、就業時間中に行われること。(3.4.4)

3.5 安全衛生マネジメントシステム文書類[OSH management system documentation]

- 事業場の規模及び活動の性格に従って、OSHMS文書が定められ、維持されること。OSHMS文書は、次のものを対象とすること。(3.5.1)

  - -事業場のOSH方針及びOSH目標。(3.5.1.a)
  - -OSHMSの実施のための割り振られた鍵となるOSH管理の役割及び責任。(3.5.1.b)
  - 事業場の活動から起こりうる重要なOSHの危険有害要因及びリスク並びにそれらの除去及び管理のための仕組み。(3.5.1.c)
  - OSHMSの枠組みの中で用いられる仕組み、手順、指示書及びその他の内部文書。(3.5.1.d)

- OSHMS文書は、それを使用する者に理解できるように明確に表現されるとともに、定期的に見直され、必要に応じ改訂され、事業場のすべての関係者に伝達され、容易に入手できるものとなっていること。(3.5.2)

- OSH記録は、作成され、管理され、維持されること。それらは、特定され、後からさかのぼることができ、保存期間が特定されること。(3.5.3)

- その秘密性を尊重されつつも、労働者は、作業環境や健康に関する記録を入手する権利を有すること。(3.5.4)

- OSH記録は、次のものを含むこと。
  <OSH記録として5項目を明記>(3.5.5)

3.6 コミュニケーション[communication]

- 次の仕組みと手順が定められ、維持されること。(3.6.1)

  - OSHに関連した事業場内外とのコミュニケーションについて、これを受理し、文書化し、適切に対応すること。(3.6.1.a)
  - OSHの情報についての事業場内のコミュニケーションを確保すること。(3.6.1.b)
  - OSHに関する労働者及びその代表の関心、考え及び情報提供が受け入れられ、検討され、対応されることを確保すること。(3.6.1.c)

3.7 初期調査[initial review]

- 事業場における既存のOSHMS及び関連の仕組みが評価されること。(3.7.1)

- 初期調査は、労働者及びその代表者の意見を聴きながら、能力を有する者により、 実施されること。また、初期調査は、次によるものとすること。(3.7.2)

  - 現行の適用される国内法令、国のガイドライン、業種別・規模別OSHMSガイドライン、自主的安全衛生規程等のOSHの要求事項及びその他の要求事項を特定すること。(3.7.2.a)
  - 労働者の安全衛生に及ぼす危険有害要因及びリスクを特定し、予知し、及び評価すること。(3.7.2.b)
  - 計画されている管理、又は既存の管理が危険有害要因を除去し、又はリスクを管理するために適当であるかどうか決定すること。(3.7.2.c)
  - 労働者の健康調査から得られるデータを分析すること。(3.7.2.d)

- 初期調査の結果は、次によるものとすること。(3.7.3.)

  - 文書化されること。(3.7.3.a)
  - 関係の決定の基礎とすること。(3.7.3.b)
  - 事業場のOSHMSの継続的改善が実施されるベースラインを提供するこ と。(3.7.3.c)

3.8 安全衛生計画の作成とその実施[system planning, development and implementation]

- OSH計画の作成の目的は、国内法令の遵守、OSHMSの各要素の実施及びOSHの実施状況の継続的改善に役立てることであること。(3.8.1)

- 初期調査、その後の調査又はその他の利用可能なデータに基づき、適切なOSH計画を作成する

ための仕組みを確立すること。このOSH計画の仕組みは、作業場の安全衛生の確保に寄与するものであり、次のものを含むこと

＜OSH計画の仕組みとして含むべき4項目を明記＞(3.8.2)

- 事業場のOSH計画の仕組みは、すべてのOSHMSの要素の開発及び実施を対象とすること。(3.8.3)

3.9 安全衛生目標[OSH objectives]

- OSH方針との一貫性を保ちつつ、初期調査及びその後の調査に基づき、計測可能なOSH目標が定められること。(3.9.1)

  ＜OSH目標の要件として6項目を明記＞

3.10 危険有害要因の除去[hazard prevention](3.10)

3.10.1 除去及び管理対策(prevention and control measures)

- 危険有害要因及び労働者の安全と衛生に及ぼすリスクが特定され、評価されること。防止対策(preventive and protective measures)が一定の優先順位で実施されること。

  ＜対策として4項目を挙げ、その優先順位を明記＞(3.10.1.1)

- 危険有害要因の除去及び管理の手順又は仕組みが定められ、次の事項が実施されること。(3.10.1.2)
  - 事業場で起こりうる危険有害要因及びリスクに適用されること。(3.10.1.2.a)
  - 定期的に見直され、必要に応じ改正されること。(3.10.1.2.b)
  - 国内法令に適合し、好事例を反映していること。(3.10.1.2.c)
  - 最近の知見を考慮すること。(3.10.1.2.d)

3.10.2 変更に対する管理(management of change)(3.10.2)

- 内部の変更及び外部の変化による影響が事前に評価され、適切な措置が講じられること。(3.10.2.1)

- 作業場の危険有害要因の特定及びリスクの評価が作業方法、物質、工程、機械等の変更または新たな導入に先立って実施されること。(3.10.2.2)

- 変更の決定については、すべての影響を受ける者に知らされ、これらの者に必要な教育訓練が実施されることが確保されること。(3.10.2.3)

3.10.3 緊急事態への対応(emergency prevention, preparedness and response)

- 緊急事態への対応についての仕組みが定められ、維持されること。これらの仕組みは、災害や緊急事態の可能性を特定し、それに関連するリスクの防止に言及されていること。これらの仕組みは、次のように定められること。(3.10.3.1)
  - 現場の緊急事態の際にすべての者を保護するため、必要な情報、内部の伝達事項及び協調が提供されることを確保すること。(3.10.3.1.a)
  - 関係の当局、近隣の者及び緊急サービス機関に必要な情報及び伝達事項を提供すること。(3.10.3.1.b)
  - 応急手当、医療援助、消火及び現場のすべての者の避難について言及すること。(3.10.3.1.c)
  - 緊急事態の定例の訓練を含め、情報及び訓練を事業場のすべてのレベルの者に提供すること。(3.10.3.1.d)

- 緊急事態への対応についての仕組みは、外部の緊急サービス機関との協力の下に定められること。(3.10.3.2)

3.10.4 調達[procurement]

- 次の事項が確保されるように調達の手順が定められ、維持されること。(3.10.4.1)
  - 事業場の安全衛生の要求事項の遵守が特記され、評価され、及び購入やリースの仕様に組み込まれていること。(3.10.4.1.a)
  - 国内法令及び事業場のOSHの要求事項が物品やサービスの調達以前に特定されること。(3.10.4.1.b)

- それらの使用の以前に要求事項に対する適合を達成するための仕組みづくりがなされていること。(3.10.4.1.c)

3.10.5 契約[contracting]

- 事業場の安全衛生の要求事項又は少なくともこれと同等のものが請負業者及びその労働者に適用されることを確保するために、仕組みが定められ、維持されること。(3.10.5.1)

- 作業現場の請負業者についての仕組みが次のように定められること。(3.10.5.2)

  - 請負業者を評価し、選定するためのOSHに関する基準を含めること。 (3.10.5.2.a)
  - 作業を開始するに当たり事業場と請負業者の適切なレベル間のコミュニケーションと協力関係を構築すること。(3.10.5.2.b)
  - 作業関連の負傷、不健康、疾病及び事故の報告の仕組みを含めること。(3.10.5.2.c)
  - 作業を開始するに当たり、また、作業の進行に合わせて、請負業者の労働者に作業現場の安全衛生に関する危険有害要因の適切な情報(awareness)及び教育訓練を提供すること。(3.10.5.2.d)
  - 現場での請負業者の活動におけるOSHの実施状況を定期的に調査すること。(3.10.5.2.e)
  - 現場のOSHの手順及び仕組みが請負業者によって守られることを確保すること。(3.10.5.2.f)

3.11 実施状況の調査及び測定[performance monitoring and measurement]

- OSHの実施状況を調査し、測定し、及び記録する手順が開発され、定められ、定 期的に見直されること。(3.11.1)

- 実施状況についての指標(indicators)が事業場の規模及び活動状況並びにOSH目標に応じて選定されること。(3.11.2)

- 事業場の必要性に応じて定性的で定量的な測定が考慮されること。(3.11.3)

  - 測定は、事業場において特定された危険有害要因及びリスク並びにOSH方針及びOSH目標に基づくこと。(3.11.3.a)
  - 測定は、マネジメントレビューを含め、事業場の評価の過程に役立つこと。(3.11.3.b)

- 実施状況の調査及び測定(3.11.4)

  - 実施状況の調査及び測定は、OSH方針及びOSH目標が実施されリスクが管理されている程度を決定する手段として用いられること。(3.11.4.a)
  - 実施状況の調査及び測定は、日常的な調査及び問題点に対する調査の両者を含めたものであり、作業関連の負傷、不健康、疾病及び事故の統計のみに基づくものではないこと。(3.11.4.b)
  - 実施状況の調査及び測定は、記録されること。(3.11.4.c)

- 調査は、次のものを提供すること。(3.11.5)

  - -OSHの実施状況のフィードバック。(3.11.5.a)
  - 危険有害要因及びリスクの特定並びにその除去及び管理対策のための日々の仕組みが適当であるかどうか、及び効果的に実施されているかどうかを決定するための情報。(3.11.5.b)
  - 危険有害要因の特定及びリスクの管理並びにOSHMSにおける改善の決定のための基盤。(3.11.5.c)

- 日常的な調査は、事前の準備に必要な要素を含むとともに、一定の事項を含むこと。

  ＜含めるべき事項として5項目を明記＞(3.11.6)

- 問題点に対する調査は、一定の事項を含むこと。

  ＜含めるべき事項として4項目の特定、報告、記録及び調査である旨を明記＞(3.11.7)

3.12 作業関連の負傷、不健康、疾病及び事故並びに安全衛生の実施状況に及ぼす影響に ついての調査

- 作業関連の負傷、不健康、疾病及び事故についての直接原因(origin causes)及び背景原因(underlying causes)の調査は、OSHMSの不備を特定するものであり、また、これらは文書化されること。(3.12.1)

- この調査は、労働者及びその代表者の参加を得て、能力を有する者により行われること。(3.12.2)

- この調査結果は、安全衛生委員会に伝えられ、安全衛生員会は、適切な勧告を行うこと。(3.12.3)
- 調査結果は、安全衛生委員会からの勧告と併せて、是正措置を担当する適切な者に伝えられるとともに、マネジメントレビューに含まれ、継続的な改善活動のために検討されること。(3.12.4)
- この調査に基づく改善措置は、作業関連の負傷、不健康、疾病及び事故の再発を防止するために実施されるものであること。(3.12.5)
- 監督官及び社会保障機関等の外部の調査機関による報告は、その秘密性を考慮しながら、内部の調査と同様に実施されること。(3.12.6)

3.13 監査[auditing]

- 定期的な監査を行うための仕組みが定められること。(3.13.1)
- 監査の方針及びプログラムが開発されること。これは、監査者の指定、監査の範囲、頻度、方法(methodologies)及び報告を含むこと。(3.13.2)
- 監査は、事業場のOSHMSの各要素の評価を含むこと。

  <OSHMSの各要素として19項目を明記>(3.13.3)
- 監査の結論は、実施されたOSHMS、その要素等についての次の事項を勘案して決定されること。(3.13.4)
  - 事業場のOSH方針及びOSH目標に対して有効であったかどうか。(3.13.4.a)
  - 完全な労働者の参加を推進することについて有効であったかどうか。(3.13.4.b)
  - OSHの実施状況の評価及び以前の監査の結果に対応しているかどうか。(3.13.4.c)
  - 事業場が国内法令の遵守を達成することが可能かどうか。(3.13.4.d)
  - 継続的な改善及び最良のOSHの実施といった目的を全うしているかどうか。(3.13.4.e)

- 監査は、監査の対象となる活動から独立し、かつ、能力を有する内部又は外部の者によって行われること。(3.13.5)
- 監査の結果及び結論は、是正措置に責任の有る者に伝えられること。(3.13.6)
- 監査者の選定及び結果の分析を含め、監査のすべての段階において、必要に応じ、労働者の意見を聴くこと。(3.13.7)

3.14 マネジメントレビュー[management review]

- ・マネジメントレビューでの実施事項(3.14.1)
  - OSHMSの全般的な戦略が計画された目的に合致しているかどうか決定するためそれを評価すること。(3.14.1.a)
  - 事業場及び関係者のすべての必要性を満たすためのOSHMSの能力を評価すること。(3.14.1.b)
  - OSH方針及びOSH目標を含め、OSHMSの変更の必要性を評価すること。(3.14.1.c)
  - 欠陥を是正するために必要な措置を特定すること。(3.14.1.d)
  - OSH計画及び継続的改善のための優先順位の決定を含んだフィードバックの方向性を提供すること。(3.14.1.e)
  - 事業場のOSH目標並びに防止及び改善措置に向けての進展を評価すること。(3.14.1.f)
  - 以前のマネジメントレビューに対するフォローアップの効果を評価すること。(3.14.1.g)
- 使用者又は最も上位の責任者によるOSHMSの定期的なレビューの頻度及び範囲は、事業場の必要性及び実情に従って明確にされること。(3.14.2)
- マネジメントレビューでの考慮事項

  <考慮事項として2項目を明記>(3.14.3)
- マネジメントレビューの結果(the findings)は記録され、一定の者に伝えられること。

  <伝えられるべき者として2者を明記>(3.14.4)

3.15 防止及び是正措置[preventive and corrective action]

- OSHMSの実施状況の調査及び測定、監査並びにマネジメントレビューに基づく防止及び是正措置のための仕組みが定められ、維持されること。

<仕組みに含まれる事項として2項目を明記>(3.15.1)

◦ OSHMSの評価又はその他の資料により、危険有害要因及びリスクに対する防止対策が不適当か又は不適当になる可能性が有ると認められるときは、認められた程度に従って対応され、必要に応じ、また、適切な時期に文書化されなければならないこと。(3.15.2)

3.16 継続的な改善[improvement]

◦ OSHMSの各要素及び全体の継続的な改善のための仕組みが定められ、維持されること。これらの仕組みは、一定の事項が考慮されること。(3.16.1)

<考慮される事項として9項目を明記>

◦ 事業場の安全衛生の過程及び実施状況は、安全衛生の実施状況の改善のために他の事業場と比較されること。(3.16.2)

(注)・()内の番号は、ILOのOSHMSガイドライン(案)の項目の番号である。

参考資料
No. 3

EU 労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する 1989年6月12日理事会指令(89/391/EEC)

COUNCIL DIRECTIVE of 12 June 1989 on the introduction of measures to encourage improvements in the safety and health of workers at work(89/391/EEC

(仮訳 国際安全衛生センター)

前文

欧州理事会指令(1989年6月12日付)

労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入について
(89/391/EEC)

COUNCIL DIRECTIVE of 12 June 1989
on the introduction of measures to encourage improvements in the safety and health of workers at work
(89/391/EEC)

欧州共同体理事会(訳注:以下「理事会」という。)は、欧州経済共同体を設立する条約(以下、条約という。)、特に、その第118条a項に留意し、労働安全衛生及び健康の保護に関する諮問委員会との協議の結果作成されたEC委員会提案(1)に留意し、
欧州議会と協力して(2)、
経済社会委員会の見解に留意し(3)、

THE COUNCIL OF THE EUROPEAN COMMUNITIES,
Having regard to the Treaty establishing the European Economic Community, and in particular Article 118a thereof,
Having regard to the proposal from the Commission (1), drawn up after consultation with the Advisory Committee on Safety, Hygiene and Health Protection at Work,
In cooperation with the European Parliament (2),
Having regard to the opinion of the Economic and Social Committee (3),

条約第118条a項において、理事会は労働者の安全衛生のより高い水準の保護を確保するため、特に作業環境の改善を促進する上での最低必要条件を、指令という手段により定めると規定していることに鑑み、

Whereas Article 118a of the Treaty provides that the Council shall adopt, by means of Directives, minimum requirements for encouraging improvements, especially in the working environment, to guarantee a better level of protection of the safety and health of workers;

条約加盟各国は、この条約のもとに労働安全衛生に関する条件の改善を行い、これを継続的に行い続けると同時に条件の(各国間の)調和を図るという義務があるが、本指令は加盟各国がすでに達成した労働安全衛生の水準を低下させることを正当化するものではないということに鑑み、

Whereas this Directive does not justify any reduction in levels of protection already achieved in individual Member States, the Member State being committed, under the Treaty, to encouraging improvements in conditions in this area and to harmonizing conditions while maintaining the improvements made;

労働者は、就業の間に職場の危険環境要因の悪影響を被る可能性があることに鑑み、

Whereas it is known that workers can be exposed to the effects of dangerous environmental factors at the work place during the course of their working life;

条約第118条a項の定めにより理事会の発する指令は、中小企業の設立及び発展を阻害するような経営上、財務上及び法律上の制約を課してはならないことに鑑み、

Whereas, pursuant to Article 118a of the Treaty, such Directives must avoid imposing administrative, financial and legal constraints which would hold back the creation and development of small and medium-sized undertakings;

労働安全衛生及び健康に関するEC委員会の通知(4)によれば、労働者の安全衛生を確保するための指令を採択することとしていることに鑑み、

Whereas the communication from the Commission on its programme concerning safety, hygiene and health at work (4) provides for the adoption of Directives designed to guarantee the safety and health of workers;

労働安全衛生及び健康に関する1987年12月21日決議(5)の中で理事会は、職場における労働安全衛生組織に関する指令を近い将来理事会に提出する旨のEC委員会の意向を確認していることに鑑み、

Whereas the Council, in its resolution of 21 December 1987 on safety, hygiene and health at work (5), took note of the Commission's intention to submit to the Council in the near future a Directive on the organization of the safety and health of workers at the work place;

1988年2月欧州議会は、域内市場及び労働者保護に関する討議の結果4つの決議を採択し、これらの決議は労働安全衛生上のすべてのリスクに関する個別的指令の基礎になる枠組み指令の起案をEC委員会に求めていることに鑑み、

Whereas in February 1988 the European Parliament adopted four resolutions following the debate on the internal market and worker protection; whereas these resolutions specifically invited the Commission to draw up a framework Directive to serve as a basis for more specific Directives covering all the risks connected with safety and health at the work place;

加盟各国は、自国内労働者の安全衛生の改善を促進する責任があり、労働者の安全衛生を保護する措置が結局労働者の家族の健康と安全をも保護する一助にもなることに鑑み、

Whereas Member States have a responsibility to encourage improvements in the safety and health of workers on their territory; whereas taking measures to protect the health and safety of workers at work also helps, in certain cases, to preserve the health and possibly the safety of persons residing with them;

加盟各国の労働安全衛生を規制する法律体系は大きく相違しているためこれを改善する必要があり、多くの場合、技術的基準及び自主規制基準を定めている各国の規則は、安全衛生保護水準の点で差異が大きく、安全衛生を犠牲にして競争に走りかねない余地を残していることに鑑み、

Whereas Member States' legislative systems covering safety and health at the work place differ widely and need to be improved; whereas national provisions on the subject, which often include technical specifications and/or self-regulatory standards, may result in different levels of safety and health protection and allow competition at the expense of safety and

health;

労働災害及び職業性疾病の発生が依然として多く、労働者の安全衛生を保護し向上させるため、ただちに予防措置を導入し改善を図らなければならないことに鑑み、

Whereas the incidence of accidents at work and occupational diseases is still too high; whereas preventive measures must be introduced or improved without delay in order to safeguard the safety and health of workers and ensure a higher degree of protection;

安全衛生の水準を向上していくためには、労働者及び／又はその代表は、彼等の安全衛生に対するリスク及びその減少又は除去に必要な措置を知っておく必要があり、また、彼らは自国の法律及び／又は慣行に基づく調和のとれた参加を通じて必要な保護措置の実施に貢献する立場にあることに鑑み、

Whereas, in order to ensure an improved degree of protection, workers and/or their representatives must be informed of the risks to their safety and health and of the measures required to reduce or eliminate these risks; whereas they must also be in a position to contribute, by means of balanced participation in accordance with national laws and/or practices, to seeing that the necessary protective measures are taken;

事業者と労働者及びその代表との間で、自国の法律及び慣行に基づく正しい手順と手段による労働安全衛生に関する情報交換、対話、平等な参加が行われ、促進されなければならないことに鑑み、

Whereas information, dialogue and balanced participation on safety and health at work must be developed between employers and workers and/or their representatives by means of appropriate procedures and instruments, in accordance with national laws and/or practices;

労働者の職場における安全、衛生及び健康の向上は経済的理由のみに従属させられてはならない目標であることに鑑み、

Whereas the improvement of workers' safety, hygiene and health at work is an objective which should not be subordinated to purely economic considerations;

安全衛生の水準を向上するためには、事業者はその行う事業における固有の危険に考慮を払いつつ、職場設計に関する最新の科学技術的知見についてこれを知っておく必要があること、さらに、労働者の代表に対して本指令にいう参加の権利を知らせる義務があることに鑑み、

Whereas employers shall be obliged to keep themselves informed of the latest advances in technology and scientific findings concerning work-place design, account being taken of the inherent dangers in their undertaking, and to inform accordingly the workers' representatives exercising participation rights under this Directive, so as to be able to guarantee a better level of protection of workers' health and safety;

本指令の規定は、より厳しい現在又は将来のEC規則を侵害することなくすべてのリスク、特に、指令80/1107/EEC(6)及びその最新修正指令88/642EEC(7)で規制する化学、物理、生物の物質等を取り扱う作業で発生するリスクに適用されることに鑑み、

Whereas the provisions of this Directive apply, without prejudice to more stringent present or future Community provisions, to all risks, and in particular to those arising from the use at work of chemical, physical and biological agents covered by Directive 80/1107/EEC (6), as last amended by Directive 88/642/EEC (7);

決議74/325/EEC(8)に基づき、労働安全衛生健康諮問委員会に対しこの分野の提案の起草に関しEC委員会は協議を行ったことに鑑み、

Whereas, pursuant to Decision 74/325/EEC (8), the Advisory Committee on Safety, Hygiene and Health Protection at Work is consulted by the Commission on the drafting of proposals in this field;

本指令が定める個別的指令の細部調整に関しEC委員会に対する援助を行わせるため、加盟各国選任の委員で構成される委員会を設立する必要があることに鑑み、

Whereas a Committee composed of members nominated by the Member States needs to be set up to assist the Commission in making the technical adaptations to the individual Directives provided for in this Directive.

以下のとおり、本指令を採択した。

HAS ADOPTED THIS DIRECTIVE:

EU 労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する 1989年6月12日理事会指令(89/391/EEC)

COUNCIL DIRECTIVE of 12 June 1989 on the introduction of measures to encourage improvements in the safety and health of workers at work (89/391/EEC

(仮訳 国際安全衛生センター)

第1章 総則

SECTION I GENERAL PROVISIONS

第1条 目的

Article 1 Object

1. 本指令の目的は、労働者の安全と健康の改善向上を促進するための措置を導入することである。

1. The object of this Directive is to introduce measures to encourage improvements in the safety and health of workers at work.

2. この目的を達成するため本指令は職業上のリスクの防止、安全と健康の保護、リスクと災害要因の除去、各国法律及び/又は慣行に基づく情報提供、協議、平等な参加及び労働者とその代表の教育に関する一般的原則並びにこの原則の実施のための一般的指針を定める。

2. To that end it contains general principles concerning the prevention of occupational risks, the protection of safety and health, the elimination of risk and accident factors, the informing, consultation, balanced participation in accordance with national laws and/or practices and training of workers and their representatives, as well as general guidelines for the implementation of the said principles.

3. 本指令は、労働者の安全と健康をより一層促進しようとする現在又は将来の各国及び共同体規定を侵害しない。

3. This Directive shall be without prejudice to existing or future national and Community provisions which are more favourable to protection of the safety and health of workers at work.

第2条 適用範囲

Article 2 Scope

1. 本指令は、公共及び民間(工業、農業、商業、行政機関、サービス、教育、文化、レジャー等)の全部門に適用される。

1. This Directive shall apply to all sectors of activity, both public and private (industrial, agricultural, commercial, administrative, service, educational, cultural, leisure, etc.).

2. 軍隊又は警察などの特定の公共業務、もしくは、特定の民間保護業務活動に特有の性質が本指令と抵触することが避けられない場合は、本指令は適用されない。

2. This Directive shall not be applicable where characteristics peculiar to certain specific public service activities, such as the armed forces or the police, or to certain specific activities in the civil protection services inevitably conflict with it.

このような場合においても、本指令の目的に鑑み、労働者の安全衛生は可能な限り確保されなければならない。

In that event, the safety and health of workers must be ensured as far as possible in the light of the objectives of this Directive.

第3条 定義

Article 3 Definitions

本指令の目的にそって、次の用語及び定義を定める。

For the purposes of this Directive, the following terms shall have the following meanings:

a) 労働者:事業者が雇用するすべての人間で訓練生及び見習いを含む。ただし、家内使用人はこの限りでない。

(a) worker: any person employed by an employer, including trainees and apprentices but excluding domestic servants:

(b)事業者:労働者と雇用関係を結び、企業及び/又は事業所に対し責任を持つ個人又は法人

(b) employer: any natural or legal person who has an employment relationship with the worker and has responsibility for the undertaking and/or establishment:

(c)労働者の安全及び健康に対して特定の責任を負う労働者代表:労働者の安全と健康の保護に関し問題が発生した場合に、各国法律及び/又は慣行に従って労働者を代表するよう選挙、選任又は指名された人

(c) workers' representative with specific responsibility for the safety and health of workers: any person elected, chosen or designated in accordance with national laws and/or practices to represent workers where problems arise relating to the safety and health protection of workers at work;

(d)予防:職業上のリスクを予防し又は減少するため作業のすべての段階で採用され又は計画されるすべての対策又は措置

(d) prevention: all the steps or measures taken or planned at all stages of work in the undertaking to prevent or reduce occupational risks.

第4条

Article 4

1.　加盟各国は、事業者、労働者及び労働者代表に本指令実施に必要な法的規定を遵守させるために必要な対策を講じなければならない。	1. Member States shall take the necessary steps to ensure that employers, workers and workers' representatives are subject to the legal provisions necessary for the implementation of this Directive.
2.　特に、加盟各国は、適切な管理監督を確実に行わなければならない。	2. In particular, Member States shall ensure adequate controls and supervision

---

EU 労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する 1989年6月12日理事会指令(89/391/EEC)

COUNCIL DIRECTIVE of 12 June 1989 on the introduction of measures to encourage improvements in the safety and health of workers at work (89/391/EEC

(仮訳　国際安全衛生センター)

第2章 事業者の義務

SECTION II EMPLOYERS' OBLIGATIONS

第5条 一般的規定

Article 5 General provision

1. 事業者は、労働に起因するすべての側面で労働者の安全と健康を確保する義務を負う。

1. The employer shall have a duty to ensure the safety and health of workers in every aspect related to the work.

2. 第7条第3項に従い事業者がそれを遂行する能力のある外部の機関あるいは人に依頼した場合においても、労働者の安全と健康の分野における事業者の責任は免除されない。

2. Where, pursuant to Article 7 (3), an employer enlists competent external services or persons, this shall not discharge him from his responsibilities in this area.

3. 労働安全及び健康の分野における労働者側の義務は、事業者側の責任の原則に何らの影響も及ぼさない。

3. The workers' obligations in the field of safety and health at work shall not affect the principle of the responsibility of the employer.

4. 本指令は、事業者の制御能力をこえる異常かつ予見不可能な状況が生じた場合、あるいは、すべての注意義務を実施しても避けることができなかったような例外的な場合において、加盟各国が事業者責任を全面的に又は部分的に免除することは制限しない。

4. This Directive shall not restrict the option of Member States to provide for the exclusion or the limitation of employers' responsibility where occurrences are due to unusual and unforeseeable circumstances, beyond the employers' control, or to exceptional events, the consequences of which could not have been avoided despite the exercise of all due care.

加盟各国は必ずしもこの選択権を行使する必要はない。

Member States need not exercise the option referred to in the first subparagraph.

第6条 事業者の一般的義務

Article 6 General obligations on employers

1. 事業者は、その責任として職務上のリスクの防止、情報提供、教育及び必要な組織及び手段の提供等、労働者の安全及び健康の保護に必要な措置を講じなければならない。

1. Within the context of his responsibilities, the employer shall take the measures necessary for the safety and health protection of workers, including prevention of occupational risks and provision of information and training, as well as provision of the necessary organization and means.

事業者は、状況の変化に対処し現状を改善する必要性があることを銘記していなければならない。

The employer shall be alert to the need to adjust these measures to take account of changing circumstances and aim to improve existing situations.

2. 事業者は、次の予防のための一般原則に基づいて第1項前段の措置を実施しなければならない。

2. The employer shall implement the measures referred to in the first subparagraph of paragraph 1 on the basis of the following general principles of prevention:

(a)リスクを回避すること。

(a) avoiding risks:

(b)回避不可能なリスクを評価すること。

(b) evaluating the risks which cannot be avoided:

(c)リスク発生の原因に対処すること。

(c) combating the risks at source:

(d)作業を労働者個人に合わせること。特に、単調な作業及び作業速度が一定な作業を削減し、これら作業の健康への影響を少なくするため作業場の設計、作業機器の選定、作業及び製造方法の選定を検討すること。

(d) adapting the work to the individual, especially as regards the design of work places, the choice of work equipment and the choice of working and production methods, with a view, in particular, to alleviating monotonous work and work at a predetermined work-rate and to reducing their effect on health.

(e)技術の進歩に合わせてゆくこと。

(e) adapting to technical progress:

(f)危険な作業を危険でない又は危険の少ない作業に代替すること。

(f) replacing the dangerous by the non-dangerous or the less dangerous:

(g)技術、職場の組織、作業条件、社会の動き及び

(g) developing a coherent overall prevention policy which

作業環境に影響する要因を首尾一貫して考察した全般的予防方針を策定すること。

covers technology, organization of work, working conditions, social relationships and the influence of factors related to the working environment;

(h)個別防護対策よりも包括的防護対策を優先させること。

(h) giving collective protective measures priority over individual protective measures

(i)労働者に適切な指示を与えること。

(i) giving appropriate instructions to the workers.

3.　本指令の他の規定を侵害することなく、事業者は企業及び／又は事業所の活動の性質に考慮を払い、次の措置を講じなければならない。

3. Without prejudice to the other provisions of this Directive, the employer shall, taking into account the nature of the activities of the enterprise and/or establishment:

(a)労働者の安全及び健康に対するリスクの評価、特に作業機器、使用される化学物質又は製剤及び作業場設備の選定に当って、これを評価すること。この評価に引き続き、また、必要に応じて事業者が取る予防措置並びに作業及び製造方法は、

(a) evaluate the risks to the safety and health of workers, inter alia in the choice of work equipment, the chemical substances or preparations used, and the fitting-out of work places.
Subsequent to this evaluation and as necessary, the preventive measures and the working and production methods implemented by the employer must:

一安全と健康についての労働者保護の水準を向上させていなければならない。

- assure an improvement in the level of protection afforded to workers with regard to safety and health,

一企業及び／又は事業所の上から下まですべての階層での活動に組み込まれていなければならない。

- be integrated into all the activities of the undertaking and/or establishment and at all hierarchical levels;

(b)ある仕事を労働者に委任する場合、その労働者の健康と安全に関する知識能力を考慮に入れること。

(b) where he entrusts tasks to a worker, take into consideration the worker's capabilities as regards health and safety;

(c)機器選定、作業条件及び作業環境に関して、新技術を計画及び導入するに際し、労働者の安全と健康を確保する為に労働者及びその代表との協議が必要であること。

(c) ensure that the planning and introduction of new technologies are the subject of consultation with the workers and/or their representatives, as regards the consequences of the choice of equipment, the working conditions and the working environment for the safety and health of workers;

(d)適切な教育を受けた労働者だけが重大かつ特定の危険が存在する区域に立ち入ることができるよう、適切な手段を講じること。

(d) take appropriate steps to ensure that only workers who have received adequate instructions may have access to areas where there is serious and specific danger.

4.　本指令の他の規定を侵害することなく、数個の事業体が同一事業場で共同作業する場合は、各事業者は労働安全及び健康衛生に関する規則の実施に協力し、各社作業の性質を考慮の上、リスク防止に関するそれぞれの対策を調整し、お互いに、また、各社労働者及び／又はその代表にそのリスクを知らせなければならない。

4. Without prejudice to the other provisions of this Directive, where several undertakings share a work place, the employers shall cooperate in implementing the safety, health and occupational hygiene provisions and, taking into account the nature of the activities, shall coordinate their actions in matters of the protection and prevention of occupational risks, and shall inform one another and their respective workers and/or workers' representatives of these risks.

5.　労働安全衛生及び健康に関する措置は、いかなる場合も、労働者に金銭上の負担を負わせてはならない。

5. Measures related to safety, hygiene and health at work may in no circumstances involve the workers in financial cost.

第7条
保護及び予防業務

Article 7
Protective and preventive services

1. 第5及び第6条の規定の効力に影響を与えることなく、事業者は、企業及び／又は事業所のために、リスク防止に関する活動を行う1人又はそれ以上の労働者を指名しなければならない。

1. Without prejudice to the obligations referred to in Articles 5 and 6, the employer shall designate one or more workers to carry out activities related to the protection and prevention of occupational risks for the undertaking and/or establishment.

2.　前項の指名を受けた労働者は、リスク防止に関する活動を行っていることを理由にいかなる不利益も受けてはならない。
また、この指名を受けた労働者は、本指令に基づき自分に課せられた義務を果たすための十分な時間を与えられなければならない。

2. Designated workers may not be placed at any disadvantage because of their activities related to the protection and prevention of occupational risks.
Designated workers shall be allowed adequate time to enable them to fulfil their obligations arising from this Directive.

3.　企業及び／又は事業所内に適当な人材がいないために予防・防護の措置をとることができない場合は、事業者はそれを遂行する能力のある外部の機関又は人間を指名しなければならない。

3. If such protective and preventive measures cannot be organized for lack of competent personnel in the undertaking and/or establishment, the employer shall enlist competent external services or persons.

4.　事業者は、外部の機関又は人間を指名した場合、労働者の安全と健康に影響する又はその疑いのある要因を彼らに知らせ、同時に、彼らは第10条第2項に掲げる情報を知らされなければならない。

4. Where the employer enlists such services or persons, he shall inform them of the factors known to affect, or suspected of affecting, the safety and health of the workers and they must have access to the information referred to in Article 10 (2).

5.　すべての場合において、

5. In all cases:

一第1項の指名を受けた労働者は、必要な能力及び必要な手段を有していなければならない。

- the workers designated must have the necessary capabilities and the necessary means,

一第3項に基づき指名された外部の機関又は人間は、必要な技能と人的及び専門的手段を有していなければならない。

一第1項の指名を受けた労働者及び第3項に基づき指名された外部の機関又は人間の数は十分でなければならない。

そしてその結果、企業及び／又は事業所の規模、労働者がさらされるハザード、及び、その分布状況を考慮しながら予防・防護の措置の確立が図られなければならない。

6．本条が目的とする健康及び安全上のリスクの防止は、企業及び／又は事業所の内外から指名された上記労働者あるいは機関等の責任とする。

上記労働者及び／又は機関等は、必要な場合はいつでも協力しなければならない。

7．加盟各国は、企業等の活動の性質及び規模を考慮し、事業者自らが第1項の措置の責任を負うことのできる企業等の種類を定めることができる。

8．加盟各国は、第5項に挙げた必要な能力及び技能とはどんなものかについて定義しなければならない。
また、同項の十分な数とはどの位の数かについて定めなければならない。

第8条
救急措置、消火と避難、重大かつ急迫した危険

1．事業者は、次の措置を取らなければならない。

一企業及び／又は事業所の活動の性質及び規模に合わせ、また、存在する他の関係者を考慮に入れて、救急措置、消火、及び避難に必要な措置を講じること。

一特に救急措置、緊急医療、救助作業、及び消防に関して外部機関と必要なコンタクトを取ること。

2．第1項に従い事業者は、特に、救急措置、消防及び労働者避難の実施を担当する労働者を指名しなければならない。
企業及び／又は事業所の規模及び／又は危険の特性から考えて、これら労働者の数、教育、機材は十分でなければならない。

3．事業者はまた、次の措置等を取らなければならない。

(a)できるだけ早く、重大かつ急迫した危険にさらされ、又は、さらされる可能性のあるすべての労働者に対し、発生したリスク及び実施した、又は実施しようとしている対策の内容を知らせること。

(b)重大で急迫し、かつ、回避不可能な危険が発生した場合、労働者が作業を止め、ただちに作業場を離れ、安全な場所に行くことができるよう措置を講じ指示すること。

(c)正当性が立証される例外的な場合を除き、依然として重大かつ急迫した危険が存在する状況の中で作業を再開することを労働者に要求しないこと。

4．重大で急迫し、かつ、回避不可能な危険が発生した場合に職場及び／又は危険地域を離れた労働者は、各国法律又は慣例に従って、そのために不利な立場に置かされることがなく、かつ、不利かつ不当な取扱いを受けないよう保護されなければならない。

- the external services or persons consulted must have the necessary aptitudes and the necessary personal and professional means, and

- the workers designated and the external services or persons consulted must be sufficient in number

to deal with the organization of protective and preventive measures, taking into account the size of the undertaking and/or establishment and/or the hazards to which the workers are exposed and their distribution throughout the entire undertaking and/or establishment.

6. The protection from, and prevention of, the health and safety risks which form the subject of this Article shall be the responsibility of one or more workers, of one service or of separate services whether from inside or outside the undertaking and/or establishment.

The worker(s) and/or agency(ies) must work together whenever necessary.

7. Member States may define, in the light of the nature of the activities and size of the undertakings, the categories of undertakings in which the employer, provided he is competent, may himself take responsibility for the measures referred to in paragraph 1.

8. Member States shall define the necessary capabilities and aptitudes referred to in paragraph 5.
They may determine the sufficient number referred to in paragraph 5.

Article 8
First aid, fire-fighting and evacuation of workers, serious and imminent danger

1. The employer shall:

- take the necessary measures for first aid, fire-fighting and evacuation of workers, adapted to the nature of the activities and the size of the undertaking and/or establishment and taking into account other persons present,

- arrange any necessary contacts with external services, particularly as regards first aid, emergency medical care, rescue work and fire-fighting.

2. Pursuant to paragraph 1, the employer shall, inter alia, for first aid, fire-fighting and the evacuation of workers, designate the workers required to implement such measures.
The number of such workers, their training and the equipment available to them shall be adequate, taking account of the size and/or specific hazards of the undertaking and/or establishment.

3. The employer shall:

(a) as soon as possible, inform all workers who are, or may be, exposed to serious and imminent danger of the risk involved and of the steps taken or to be taken as regards protection;

(b) take action and give instructions to enable workers in the event of serious, imminent and unavoidable danger to stop work and/or immediately to leave the work place and proceed to a place of safety;

(c) save in exceptional cases for reasons duly substantiated, refrain from asking workers to resume work in a working situation where there is still a serious and imminent danger.

4. Workers who, in the event of serious, imminent and unavoidable danger, leave their workstation and/or a dangerous area may not be placed at any disadvantage because of their action and must be protected against any harmful and unjustified consequences, in accordance with national laws and/or practices.

5. 労働者が自ら又は他人の安全にとって重大かつ急迫した危険が発生し、直近で責任のある上級者と連絡が取れない場合には、事業者はすべての労働者が危険から逃れるために自分の知識及び使える手段方法から最も適切な対策を取ることができるよう措置しなければならない。

5. The employer shall ensure that all workers are able, in the event of serious and imminent danger to their own safety and/or that of other persons, and where the immediate superior responsible cannot be contacted, to take the appropriate steps in the light of their knowledge and the technical means at their disposal, to avoid the consequences of such danger.

労働者に不注意又は過失がある場合を除き、労働者はその行動のために不利な立場に置かされてはならない。

Their actions shall not place them at any disadvantage, unless they acted carelessly or there was negligence on their part.

第9条 事業者の各種義務

Article 9 Various obligations on employers

1. 事業者は、次の措置を取らなければならない。

1. The employer shall:

(a)特定のリスクにさらされている労働者集団に関するものを含めて、労働安全衛生上のリスクアセスメントを行っていること。

(a) be in possession of an assessment of the risks to safety and health at work, including those facing groups of workers exposed to particular risks;

(b)取るべき保護措置及び、必要な場合は、使用すべき保護具を決定すること。

(b) decide on the protective measures to be taken and, if necessary, the protective equipment to be used;

(c)休業4日以上を招いた労働災害について一覧表を作成すること。

(c) keep a list of occupational accidents resulting in a worker being unfit for work for more than three working days;

(d)所管当局に対し、各国法律及び／又は慣例に従って労働災害に関する報告書を作成すること。

(d) draw up, for the responsible authorities and in accordance with national laws and/or practices, reports on occupational accidents suffered by his workers.

2. 加盟各国は、企業活動の性質及び企業規模から考えて、前項(a)及び(b)に関する文書の作成、並びに(c)及び(d)に関する文書の作成に関し、事業の種類ごとに守らなければならない義務を定めなければならない。

2. Member States shall define, in the light of the nature of the activities and size of the undertakings, the obligations to be met by the different categories of undertakings in respect of the drawing-up of the documents provided for in paragraph 1 (a) and (b) and when preparing the documents provided for in paragraph 1 (c) and (d).

第10条 労働者への情報提供

Article 10 Worker information

1. 事業者は、企業及び／又は事業所内の労働者及び／又はその代表が特に企業及び／又は事業所の規模を考慮に入れた各国法律及び／又は慣例に従って、次の事項に関するすべての必要な情報を入手できるよう、適切な措置を講じなければならない。

1. The employer shall take appropriate measures so that workers and/or their representatives in the undertaking and/or establishment receive, in accordance with national laws and/or practices which may take account, inter alia, of the size of the undertaking and/or establishment, all the necessary information concerning:

(a)企業及び／又は事業所全体及び職場及び／又は各職種に関する安全衛生上のリスク及び予防措置と活動

(a) the safety and health risks and protective and preventive measures and activities in respect of both the undertaking and/or establishment in general and each type of workstation and/or job;

(b)第8条2項に従って取られた措置

(b) the measures taken pursuant to Article 8 (2).

2. 事業者は、自分の企業及び／又は事業所の中で仕事をしている外部の企業及び／又は事業所の労働者の雇い主が、関係の労働者に提供されるべき前項(a)及び(b)に定める事項に関する適切な情報を各国法律及び／又は慣例に従って入手できるよう、適切な措置を講じなければならない。

2. The employer shall take appropriate measures so that employers of workers from any outside undertakings and/or establishments engaged in work in his undertaking and/or establishment receive, in accordance with national laws and/or practices, adequate information concerning the points referred to in paragraph 1 (a) and (b) which is to be provided to the workers in question.

3. 事業者は、労働者の安全及び健康の保護に特定の役割を持つ労働者又は特定の責任を負う労働者代表が、各国法律及び／又は慣例に従い、かつ、自分の職責を遂行するため次の情報を入手できるよう、適切な措置を講じなければならない。

3. The employer shall take appropriate measures so that workers with specific functions in protecting the safety and health of workers, or workers' representatives with specific responsibility for the safety and health of workers shall have access, to carry out their functions and in accordance with national laws and/or practices, to:

(a)第9条第1項a及びbのリスクアセスメント及び保護措置

(a) the risk assessment and protective measures referred to in Article 9 (1) (a) and (b);

(b)第9条第1項(c)及び(d)の一覧表及び報告書

(b) the list and reports referred to in Article 9 (1) (c) and (d);

(c)保護及び予防措置を取ることによって得られる情報、ならびに、安全及び健康に関する監督を行う機

(c) the information yielded by protective and preventive measures, inspection agencies and bodies responsible for

関から得られる情報

safety and health.

第11条
労働者との協議及び労働者参加

Article 11
Consultation and participation of workers

1. 事業者は、労働者及び／又はその代表と協議を行い、労働安全衛生に関するすべての問題の討議に彼らを参加させなければならない。

1. Employers shall consult workers and/or their representatives and allow them to take part in discussions on all questions relating to safety and health at work.

この前提条件として、次の事項が行われ、また、認められなければならない。

ー労働者との協議

ー労働者及び／又はその代表が提案する権利

ー各国法律及び／又は慣例に従った調和ある参加

This presupposes:

- the consultation of workers,

- the right of workers and/or their representatives to make proposals.

- balanced participation in accordance with national laws and/or practices.

2. 労働者の安全及び健康に特定の責任を負う労働者又はその代表は、次の事項に関し、各国法律及び／又は慣例に従って調和ある参加を保証され、事前かつ適切な時期に事業者から協議を受けなければならない。

(a)安全と健康に実質的影響を及ぼすすべての措置

(b)第7条第1項及び第8条第2項の労働者の指名並びに第7条第1項の活動

(c)第9条第1項及び第10条の情報

(d)第7条第3項の適切な能力を有する外部の機関又は人間の指名

(e)第12条の教育の計画及び実施

2. Workers or workers' representatives with specific responsibility for the safety and health of workers shall take part in a balanced way, in accordance with national laws and/or practices, or shall be consulted in advance and in good time by the employer with regard to:

(a) any measure which may substantially affect safety and health:

(b) the designation of workers referred to in Articles 7 (1) and 8 (2) and the activities referred to in Article 7 (1):

(c) the information referred to in Articles 9 (1) and 10:

(d) the enlistment, where appropriate, of the competent services or persons outside the undertaking and/or establishment, as referred to in Article 7 (3):

(e) the planning and organization of the training referred to in Article 12.

3. 労働者の安全及び健康に特定の責任を負う労働者代表は、危険要因を緩和しその発生源を除去するため事業者に適切な措置を講じるよう要請し、提案する権利を与えられなければならない。

3. Workers' representatives with specific responsibility for the safety and health of workers shall have the right to ask the employer to take appropriate measures and to submit proposals to him to that end to mitigate hazards for workers and/or to remove sources of danger.

4. 本条第2項の労働者並びに本条第2項及び第3項の労働者代表は、第2項及び第3項の活動を理由に不利な立場に置かされてはならない。

4. The workers referred to in paragraph 2 and the workers' representatives referred to in paragraphs 2 and 3 may not be placed at a disadvantage because of their respective activities referred to in paragraphs 2 and 3.

5. 事業者は、労働者の安全及び健康に関する特定の責任を負う労働者代表が本指令に基づく権利及び職責を遂行できるよう、彼等に対する報酬を減じることなしに仕事を離れる十分な時間を与え、必要な手段方法を提供しなければならない。

5. Employers must allow workers' representatives with specific responsibility for the safety and health of workers adequate time off work, without loss of pay, and provide them with the necessary means to enable such representatives to exercise their rights and functions deriving from this Directive.

6. 労働者及び／又はその代表は、事業者が取った措置が労働安全衛生上不十分であると考える場合は、各国法律及び／又は慣例に従って労働安全衛生を所管する当局に訴えることができる。

6. Workers and/or their representatives are entitled to appeal, in accordance with national law and/or practice, to the authority responsible for safety and health protection at work if they consider that the measures taken and the means employed by the employer are inadequate for the purposes of ensuring safety and health at work.

労働者代表は、所管当局による監督の際に自らの見解を述べる機会が与えられなければならない。

Workers' representatives must be given the opportunity to submit their observations during inspection visits by the competent authority.

第12条
労働者教育

Article 12
Training of workers

1. 事業者は、次のような機会に際し、労働者各人が特に自分の職場又は職務に固有な情報提供及び指示の形で十分な安全衛生教育を受けられるようにしなければならない。

ー採用時

1. The employer shall ensure that each worker receives adequate safety and health training, in particular in the form of information and instructions specific to his workstation or job:

- on recruitment,

—転勤又は配置転換の際

—新しい作業機械の導入又は機械の変更の際

—新技術を導入する際

教育については、次のことが確保されなければならない。

—新しい又は変化したリスクを考慮に入れて修正されること。

—必要な場合は、定期的に繰り返し教育されること。

2. 事業者は、自分の企業及び／又は事業所の中で作業している外部の企業及び／又は事業所の労働者が、健康と安全上のリスクについて適切な指示を実際に受けているかどうか確認しなければならない。

3. 労働者の安全と健康の保護に特定の役割を与えられている労働者代表は、適切な教育を受ける権利がある。

4. 第1項及び第3項の教育は、労働者又はその代表の費用負担によるものであってはならない。
第1項の教育は、就業時間中に行われなければならない。
第3項の教育は、それが行われる場所が企業の内外にかかわらず、就業時間中に、又は、各国慣例が許容する時間内に行われなければならない。

- in the event of a transfer or a change of job,

- in the event of the introduction of new work equipment or a change in equipment,

- in the event of the introduction of any new technology.

The training shall be:

- adapted to take account of new or changed risks, and

- repeated periodically if necessary.

2. The employer shall ensure that workers from outside undertakings and/or establishments engaged in work in his undertaking and/or establishment have in fact received appropriate instructions regarding health and safety risks during their activities in his undertaking and/or establishment.

3. Workers' representatives with a specific role in protecting the safety and health of workers shall be entitled to appropriate training.

4. The training referred to in paragraphs 1 and 3 may not be at the workers' expense or at that of the workers' representatives.
The training referred to in paragraph 1 must take place during working hours.
The training referred to in paragraph 3 must take place during working hours or in accordance with national practice either within or outside the undertaking and/or the establishment.

EU 労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する 1989年6月12日理事会指令(89/391/EEC)

COUNCIL DIRECTIVE of 12 June 1989 on the introduction of measures to encourage improvements in the safety and health of workers at work (89/391/EEC

(仮訳 国際安全衛生センター)

第3章 労働者の義務

第13条

1. 労働者は、事業者から与えられた教育及び指示に従い、自分自身の安全と健康及び自身の行動あるいは自身の職務上の任務により影響を受けるところの第三者の安全と健康について最大限配慮する責任を有する。

2. この責任の遂行のため、労働者は事業者によって与えられた教育及び指示に従って特に次の事項を行わなければならない。

(a)機械、器具、工具、危険物質、輸送用機器及びその他の生産手段を正しく使用すること。

(b)支給された保護具を正しく使用し、使用後は、正しい位置に戻すこと。

(c)機械、器具、工具、工場及び建物等に取り付けられた安全装置を正しく使用するとともに、むやみに取り外し、変更し、あるいは持ち去ったりしないこと。

(d)安全と健康に重大かつ急迫した危険を招く状況であると考える合理的根拠のある場合、あるいは、保護対策に欠陥がある場合は、事業者及び/又は労働者の安全と健康に特定責任を負う労働者にただちに知らせること。

(e)労働者の安全と健康を守るため所管当局によって課せられた義務あるいは要件を実施可能ならしめるため、必要に応じて、各国慣例に従って、事業者及び/又は労働者の安全と健康に特定の責任を負う労働者と協力すること。

(f)作業環境及び作業条件が安全であり労働者の安全と健康に少しもリスクを及ぼさないことを事業者が保証できるようにするため、必要に応じて、各国慣例に従って、事業者及び/又は労働者の安全と健康に特定の責任を負う労働者と協力すること。

SECTION III WORKERS' OBLIGATIONS

Article 13

1. It shall be the responsibility of each worker to take care as far as possible of his own safety and health and that of other persons affected by his acts or Commissions at work in accordance with his training and the instructions given by his employer.

2. To this end, workers must in particular, in accordance with their training and the instructions given by their employer:

(a) make correct use of machinery, apparatus, tools, dangerous substances, transport equipment and other means of production;

(b) make correct use of the personal protective equipment supplied to them and, after use, return it to its proper place;

(c) refrain from disconnecting, changing or removing arbitrarily safety devices fitted, e.g. to machinery, apparatus, tools, plant and buildings, and use such safety devices correctly;

(d) immediately inform the employer and/or the workers with specific responsibility for the safety and health of workers of any work situation they have reasonable grounds for considering represents a serious and immediate danger to safety and health and of any shortcomings in the protection arrangements;

(e) cooperate, in accordance with national practice, with the employer and/or workers with specific responsibility for the safety and health of workers, for as long as may be necessary to enable any tasks or requirements imposed by the competent authority to protect the safety and health of workers at work to be carried out;

(f) cooperate, in accordance with national practice, with the employer and/or workers with specific responsibility for the safety and health of workers, for as long as may be necessary to enable the employer to ensure that the working environment and working conditions are safe and pose no risk to safety and health within their field of activity.

EU 労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する 1989年6月12日理事会指令(89/391/EEC)

COUNCIL DIRECTIVE of 12 June 1989 on the introduction of measures to encourage improvements in the safety and health of workers at work(89/391/EEC

(仮訳 国際安全衛生センター)

第4章
雑則

SECTION IV
MISCELLANEOUS PROVISIONS

第14条
健康診断

Article 14
Health surveillance

1. 労働者がその仕事から受ける安全衛生上のリスクに正しく一致した健康診断受けられるよう、各国法律及び/又は慣例に基づく措置が導入されなければならない。

1. To ensure that workers receive health surveillance appropriate to the health and safety risks they incur at work, measures shall be introduced in accordance with national law and/or practices.

2. 前項の措置は、希望する場合、労働者各人が定期的に健康診断を受けられるようなものでなければならない。

2. The measures referred to in paragraph 1 shall be such that each worker, if he so wishes, may receive health surveillance at regular intervals.

3. 健康診断は、各国の健康促進制度の一部として行うことができる。

3. Health surveillance may be provided as part of a national health system.

第15条
リスク対象集団

Article 15
Risk groups

特定のリスクのある仕事にたづさわる集団は、その特定の危険から保護されなければならない。

Particularly sensitive risk groups must be protected against the dangers which specifically affect them.

第16条
個別的指令－改正－
本指令の適用範囲

Article 16
Individual Directives - Amendments -
General scope of this Directive

1. 条約第118条a項に基づくEC委員会の提案に従い、理事会は、個々に本指令別添に列挙する分野に関する個別的指令を採択する。

1. The Council, acting on a proposal from the Commission based on Article 118a of the Treaty, shall adopt individual Directives, inter alia, in the areas listed in the Annex.

2. 本指令及び個別的指令(細部調整に関する第17条の手続きを侵害しない範囲で)は、条約第118条a項に定める手続きに従って改正することができる。

2. This Directive and, without prejudice to the procedure referred to in Article 17 concerning technical adjustments, the individual Directives may be amended in accordance with the procedure provided for in Article 118a of the Treaty.

3. 本指令の規定は、個別的指令によるより限定的及び/又は個別的な規定を侵害しない範囲で、個別的指令が適用されるすべての分野に全面的に適用される。

3. The provisions of this Directive shall apply in full to all the areas covered by the individual Directives, without prejudice to more stringent and/or specific provisions contained in these individual Directives.

第17条
委員会

Article 17
Committee

1. 次の事項を検討し、第16条第1項所定の個別的指令の純粋な技術的調整を行うための委員会、即ち、

－専門事項の調和及び標準化を目的とする指令の採択及び/又は

－技術の進歩、国際規則又は技術基準の変化及び新しい研究報告を検討するための委員会が、加盟各国代表を委員とし、EC委員会代表を議長として構成され、EC委員会を援助しなければならない。

1. For the purely technical adjustments to the individual Directives provided for in Article 16 (1) to take account of:

- the adoption of Directives in the field of technical harmonization and standardization, and/or

- technical progress, changes in international regulations or specifications, and new findings, the Commission shall be assisted by a committee composed of the representatives of the Member States and chaired by the representative of the Commission.

2. EC委員会代表は、取られるべき措置に関する草案をこの委員会に提出する。

2. The representative of the Commission shall submit to the committee a draft of the measures to be taken.

本委員会は、事案の緊急性に従って議長が定める期限内にEC委員会草案に関し見解を述べなければならない。

The committee shall deliver its opinion on the draft within a time limit which the chairman may lay down according to the urgency of the matter.

本委員会の見解は、条約第148条第2項で理事会がEC委員会提案に関し採決する場合について定めた多数決により採決される。

The opinion shall be delivered by the majority laid down in Article 148 (2) of the Treaty in the case of decisions which the Council is required to adopt on a proposal from the Commission.

本委員会各委員の投票数の計算は、同条所定の方法により、重み付けを行う。議長は投票しない。

The votes of the representatives of the Member States within the committee shall be weighted in the manner set out in that Article. The chairman shall not vote.

3. 本委員会の見解が草案に賛成の場合は、EC委員会はこの草案を採択しなければならない。

3. The Commission shall adopt the measures envisaged if they are in accordance with the opinion of the committee.

本委員会の見解が草案に不賛成の場合、又は、見解が出されない場合は、EC委員会はただちに理事会に対し取られるべき措置に関する提案を提出しなければならない。理事会は、有効多数による採決を行う。

If the measures envisaged are not in accordance with the opinion of the committee, or if no opinion is delivered, the Commission shall, without delay, submit to the Council a proposal relating to the measures to be taken. The Council shall act by a qualified majority.

同提案が理事会に付託されて3か月が経過し、理事会が採決を行わなかった場合は、EC委員会は同提案を採択しなければならない。

If, on the expiry of three months from the date of the referral to the Council, the Council has not acted, the proposed measures shall be adopted by the Commission.

第18条 最終規定

Article 18 Final provisions

1. 加盟各国は、1992年12月31日までに本指令施行に必要な法律、規則及び行政的規定を発効させなければならない。

1. Member States shall bring into force the laws, regulations and administrative provisions necessary to comply with this Directive by 31 December 1992.

加盟各国は、発効させた時はその旨、EC委員会に通知しなければならない。

They shall forthwith inform the Commission thereof.

2. 加盟各国は、EC委員会に対し本指令が対象とする分野のすでに採択した又は採択する自国法律の原文を送付しなければならない。

2. Member States shall communicate to the Commission the texts of the provisions of national law which they have already adopted or adopt in the field covered by this Directive.

3. 加盟各国は、5年に1回、EC委員会に対し事業者及び労働者の意見も含めて本指令の実施状況を報告しなければならない。

3. Member States shall report to the Commission every five years on the practical implementation of the provisions of this Directive, indicating the points of view of employers and workers.

EC委員会は、これを欧州議会、理事会、経済社会委員会及び労働安全衛生健康保護諮問委員会に通知しなければならない。

The Commission shall inform the European Parliament, the Council, the Economic and Social Committee and the Advisory Committee on Safety, Hygiene and Health Protection at Work.

4. EC委員会は、定期的に欧州議会、理事会及び経済社会委員会に対し第1項～第3項を考慮に入れた本指令実施状況報告書を提出しなければならない。

4. The Commission shall submit periodically to the European Parliament, the Council and the Economic and Social Committee a report on the implementation of this Directive, taking into account paragraphs 1 to 3.

第19条

Article 19

本指令は、加盟各国あてに発する。

1989年6月12日、ルクセンブルグにおいて採択した。

This Directive is addressed to the Member States.

Done at Luxembourg, 12 June 1989.

欧州理事会を代表して
議長
M. CHAVES GONZALES

For the Council
The President
M. CHAVES GONZALES

(1) OJ No C 141, 30. 5. 1988, p. 1.
(2) OJ No C 326, 19. 12. 1988, p. 102, and OJ No C 158, 26. 6. 1989.
(3) OJ No C 175, 4. 7. 1988, p. 22.
(4) OJ No C 28, 3. 2. 1988, p. 3.
(5) OJ No C 28, 3. 2. 1988, p. 1.
(6) OJ No L 327, 3. 12. 1980, p. 8.
(7) OJ No L 356, 24. 12. 1988, p. 74.
(8) OJ No L 185, 9. 7. 1974, p. 15.

(1) OJ No C 141, 30. 5. 1988, p. 1.
(2) OJ No C 326, 19. 12. 1988, p. 102, and OJ No C 158, 26. 6. 1989.
(3) OJ No C 175, 4. 7. 1988, p. 22.
(4) OJ No C 28, 3. 2. 1988, p. 3.
(5) OJ No C 28, 3. 2. 1988, p. 1
(6) OJ No L 327, 3. 12. 1980, p. 8.
(7) OJ No L 356, 24. 12. 1988, p. 74.
(8) OJ No L 185, 9. 7. 1974, p. 15.

EU 労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する
1989年6月12日理事会指令(89/391/EEC)

COUNCIL DIRECTIVE of 12 June 1989 on the introduction of measures to encourage improvements in the safety and health of workers at work(89/391/EEC

(仮訳 国際安全衛生センター)

附則	ANNEX
第16条第1項所定の個別的指令の対象分野一覧表	List of areas referred to in Article 16 (1)
ー作業場	- Work places
ー作業用機器	- Work equipment
ー保護具	- Personal protective equipment
ーVDT作業	- Work with visual display units
ー腰痛のリスクのある重量物取扱い	- Handling of heavy loads involving risk of back injury
ー臨時又は移動作業場	- Temporary or mobile work sites
ー漁業及び農業文書終了	- Fisheries and agriculture End of the document

参考資料
No. 4

労働安全衛生マネジメントシステムに関する国内の状況

1．国の労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針

1999年（平成11年）　3月　労働安全衛生規則の改正（第２４条の２を追加）

（自主的活動の促進のための指針）
第２４条の２　厚生労働大臣は、事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動を促進するため必要な指針を公表することができる。

1999年（平成11年）　4月　「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」を労働省告示として公表

2．業界団体等における取り組み

中央労働災害防止協会	労働安全衛生マネジメントシステム評価基準を策定(1996)
建設業労働災害防止協会	建設業労働安全衛生ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝを策定(1999)
自動車産業経営者連盟	労働安全衛生マネジメントシステム(1997)
日本化学工業協会	労働安全衛生管理指針(1998)
日本鉄鋼連盟	労働安全衛生管理指針(1998)
陸上貨物運送事業労働災害防止協会	労働安全衛生ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝを策定(2002)

3．労働安全衛生ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑの導入状況

（平成１２年労働安全衛生基本調査）

OSHMS を導入している事業場	10.1 %（内 97.0 %が一定の効果を上げている）
導入の予定があるとした事業場	17.2 %
導入段階にあるとみられる事業場	27.3 %

国内のマネジメントシステム構築状況

1　中災防及び建災防

（１）中災防

JISHA パックに基づくシステム構築数又は予定数は未把握。
（モデル事業場（平成 11 ～ 14 年度　14 社（18 工場））
（認定証授与事業場　9 社（平成 15 年 5 月））

システム担当者研修終了者（平成 14 年度まで）	2,280 名
リスクアセスメント実務研修終了者（〃）	2,209 名
システム監査実務研修終了者（〃）	965 名
JISHA パック説明会参加者	333 名

（２）建災防

概ね 400 社程度が構築済み又は構築直前と見なされる。
（評価証交付事業場　1 社（平成 15 年 5 月））

（平成１５年３月調べ）

構築完了	企業店社数	210 社
構築中	〃	185 社
構築検討中	〃	583 社

2　その他

OHSAS 等によるマネジメントシステム認証事業場は、概ね 170 社。（22 機関の認証の合計）
（平成 15 年 5 月現在で把握できたもの。）
（上記（１）及び（２）との重複の可能性はある。）

3　参考

ＯＳＨＭＳ促進協議会アンケート調査（抽出調査）
（平成 15 年 1 月調べ）

310 事業場中	構築済み	：44 事業場	（14.2%）
	構築中及び構築予定	：60 事業場	（19.4%）
	検討中	：92 事業場	（29.7%）

（比較）
（平成 13 年 9 月調べ）

214 事業場中	構築済み	：20 事業場	（ 9.3%）
	構築中及び構築予定	：53 事業場	（24.8%）
	検討中	：62 事業場	（29.0%）

4　まとめ

現在のところ、全国で数 100 単位以上の事業場でシステム構築済み、構築中又は構築予定とみなしていると考えられる。
（あくまでも、各事業場としての判断であり、適切に構築、運用されているかどうかは不明）

（平成１５年５月現在）

参考資料
No. 5

ＯＳＨＭＳ導入による効果

1　災害の減少として効果が現れた例

（１）三洋電機（株）産機システムカンパニー　食品システム事業部（群馬県大泉町）

いわゆる赤チン災害が年間１０～２０件程度発生していた災害が、０件に減少した。

（主な理由：システムを導入し、リスクアセスメント分析表の作成、その結果に基づく改善を行ったことなどによる。）

（２）熊谷組（本社　東京都新宿区）

度数率が概ね 1.0 であったものが、およそ７割減の 0.29 まで減少した。

（主な理由：システムを導入し、リスクアセスメントの結果に基づき、脚立の使用をやめたことなどによる。）

（３）福島キャノン(株)（福島県福島市）

システム導入により、現在まで約半年間、完全に無災害を継続している。なお、過去１７年間、５０００万時間にわたり休業災害ゼロであったが、軽微な災害はなくなっていなかった。

（主な理由：システム導入し、リスクの改善率が高く、かつ、より早く改善されるようになった。）

2　リスクの評価点の改善として効果が現れた例

（１）セイコーエプソン(株)（長野県諏訪市など）

一例として、ある作業現場におけるリスクの評価点の合計が、4237 点から 4065 点に減少（4.1%減）した。

（主な理由：システムを導入し、リスクアセスメントの結果を数値化し、リスクレベルの高いものを改善した結果、リスク点数の合計の減少が達成された。）

参考資料
No. 6

機械の包括的な安全基準に関する指針

1　目的

機械の包括的な安全基準に関する指針（以下「指針」という。）は、機械の製造者等が機械の設計、製造等を行う場合及び事業者が機械を労働者に使用させる場合において、機械のリスクを低減させ、機械の安全化を図るため、すべての機械に適用できる包括的な安全方策等に関する基準を定めたものであり、製造者等による安全な機械の製造等及び事業者による機械の安全な使用を促進し、もって機械による労働災害の防止に資することを目的とするものである。

2　適用の範囲

指針は、機械の設計及び製造等を行う製造者等並びに当該機械を労働者に使用させる事業者に適用する。

3　用語の定義

指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）機械　材料の加工、処理、移動、梱包等の特定の用途のために部品又は構成品を組み合わせたものであって、機械的な作動機構、制御部及び動力部を有し、当該部品又は構成品のうち少なくとも一つが動くものをいう。

（2）危険源　労働災害を引き起こす根源をいう。

（3）危険状態　労働者が危険源にさらされる状態をいう。

（4）リスク　労働災害の発生する確率とその労働災害の大きさを組み合わせることによって表す、危険性の評価のための指標をいう。

（5）リスクアセスメント　利用可能な情報を用いて危険源及び危険状態を特定し、当該危険源及び危険状態のリスクを見積もり、かつ、その評価をすることによって、当該リスクが許容可能か否かを判断することをいう。

（6）使用上の情報　機械を安全に使用するために製造者等が提供する情報であって、表示又は警告表示の貼付、信号装置又は警報装置の設置、取扱説明書等の文書の交付、教育訓練の実施等により行われるものをいう。

（7）製造者等　機械の設計、製造又は改造を行う者及び機械を輸入した者をいう。

（8）安全方策　リスクの低減（危険源の除去を含む。以下同じ。）のための手段をいう。この安全方策には、製造者等が行う本質的な安全設計、安全防護、追加の安全方策及び使用上の情報の提供並びに事業者が行う作業の実施体制の整備、作業手順の作成、安全防護物の設置、保護具の備付け及び労働者に対する教育訓練の実施等を含む。

（9）本質的な安全設計　機械の設計を工夫することにより安全防護物等の付加的な設備の設置を行うことなくリスクの低減を行う安全方策をいう。

（10）安全防護装置　機械に取り付けることにより、単独で、又はガードと組み合わせて使用する光線式安全装置、両手操作式安全装置等のリスクの低減のための装置をいう。

（11）安全防護物　ガード又は安全防護装置をいう。

（12）安全防護　安全防護物の設置による安全方策をいう。

（13）追加の安全方策　労働災害に至る緊急事態からの回避等のために行う安全方策（本質的な安全設計、安全防護及び使用上の情報の提供以外のものに限る。）をいう。

(14) 製造等における残存リスク　製造者等が設備上の安全方策（本質的な安全設計、安全防護及び追加の安全方策をいう。以下同じ。）を講じた後に残るリスクをいう。

(15) 意図する使用　使用上の情報により示される製造者等が予定している目的及び方法による機械の使用をいう。

(16) 合理的に予見可能な誤使用　製造者等が意図しない目的又は方法による機械の使用であって、容易に予見可能な人間の共通的な行動特性により行われるものをいう。

4　製造者等による機械のリスク低減のための手順

（1）製造者等は、機械の設計、製造若しくは改造又は輸入した機械の譲渡若しくは貸与（以下「製造等」という。）を行うときは、当該機械のリスクアセスメントを行うこと。

（2）製造者等は、製造等を行う機械のリスクアセスメントを行った結果、リスクが許容可能な程度に低減されていないと判断された当該機械の危険源及び危険状態については、必要な安全方策を行い、当該機械のリスクを低減すること。

5　リスクアセスメントの方法

（1）製造等を行う機械のリスクアセスメントは、次に定める順序により行うこと。

ア　機械が使用等される状況を特定すること。

イ　機械の危険源及び危険状態を特定すること。

ウ　特定された機械の危険源及び危険状態のリスクを見積もること。

エ　見積もったリスクを評価し、リスクの低減の必要性の有無を決定すること。

（2）機械が使用等される状況には、次のものを含めること。

ア　機械の意図する使用が行われる状況

イ　機械の段取り、異常に対する措置、そうじ、検査、修理、運搬、据付け、試運転、廃棄等の作業が行われる状況

ウ　機械に故障、異常等が発生している状況

エ　機械の合理的に予見可能な誤使用が行われる状況

オ　機械に関係労働者等が接近している状況

6　製造者等による安全方策の実施

（1）製造者等による機械のリスクを低減するための安全方策は、次に定める順序により行うこと。

ア　本質的な安全設計を行うこと。

イ　本質的な安全設計により許容可能な程度に低減できないリスクについては、必要な安全防護及び追加の安全方策を行うこと。

ウ　本質的な安全設計並びに安全防護及び追加の安全方策により許容可能な程度に低減できないリスクについては、使用上の情報の中で機械を譲渡し、又は貸与する者に提供すること。

（2）製造者等は、安全方策を行うときは、新たな危険源又はリスクの増加を生じないよう留意すること。

7　製造者等が行う安全方策の具体的方法等

（1）本質的な安全設計の方法

製造者等は、別表第1に定める方法その他適切な方法により本質的な安全設計を行うこと。

（２）機械的危険源に対する安全防護の方法

製造者等は、別表第２に定める方法その他適切な方法により危険源のうち機械の運動部分の動作に伴うものに対する安全防護を行うこと。

（３）追加の安全方策の方法

製造者等は、別表第３に定める方法その他適切な方法により追加の安全方策を行うこと。

（４）使用上の情報の提供

ア　製造者等は、別表第４に定める事項その他機械を安全に使用するために必要な事項を使用上の情報として提供すること。

イ　製造者等は、別表第５に定める方法その他適切な方法により使用上の情報を提供すること。

ウ　製造者等は、設備上の安全方策により低減が可能であるリスクについては、使用上の情報の提供を行うことにより設備上の安全方策に代えてはならないこと。

（５）安全方策に係る留意事項

製造者等は、安全方策を行うときは、危険の種類等に応じ、別表第６に定める事項に留意すること。

8　リスク低減のための措置の記録

製造者等は、製造等を行う機械のリスクアセスメントの結果及び実施した安全方策の内容その他の本指針に基づき機械のリスクの低減のために行った措置を記録すること。

9　事業者によるリスク低減の手順

（１）事業者は、機械を労働者に使用させるときは、製造者等から提供された使用上の情報の内容を確認すること。この場合において、事業者は、必要に応じて、リスクアセスメントを行うこと。

（２）事業者は、使用上の情報又は自ら行ったリスクアセスメントの結果に基づき、必要な安全方策を行うこと。

10　注文時の条件

機械の製造等を注文する者は、当該注文の条件が本指針の趣旨に反することのないように配慮すること。

化学物質等による労働者の健康障害を防止するため必要な措置に関する指針

1　趣　旨

産業界で使用されている化学物質は、5万種類を超え、さらに毎年500から600種類の化学物質が新たに導入されている。これらの化学物質の中には労働者がばく露することにより健康障害を生ずるものがあり、化学物質による労働者の健康障害も毎年相当数発生している。この中には、事業場における化学物質の保管、貯蔵、運搬等の過程における漏えい、不適切な取扱い等による労働者の健康障害の事例も生じている。

さらに、近年、内分泌かく乱化学物質による健康影響の懸念、フロン代替物による健康障害が問題となる等化学物質をめぐる新たな問題も生じている。

これらの状況から、有害な化学物質等（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第58条第1項に定める「化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で、労働者の健康障害を生ずるおそれのあるもの」をいう。以下「化学物質等」という。）を製造し、又は取り扱う事業者（以下「事業者」という。）は、化学物質等による労働者の健康障害を防止するため、事業場における化学物質等の管理を一層推進する必要がある。

事業場における化学物質等の管理は、法に基づく関係政省令等の規定に基づいて適切に行われなければならないことはもとより、法第58条第1項において、事業者自らが有害性等の調査を行い、その結果に基づいて、化学物質等による労働者の健康障害を防止するため必要な措置（以下「健康障害防止措置」という。）を講ずるように努めなければならないことが規定されている。

そして、健康障害防止措置が適切かつ有効に実施されるためには、その具体的な実施方法が事業場において確立していることが必要である。

本指針は、法第58条第2項に基づき、健康障害防止措置が適切かつ有効に実施されるよう、その原則的な実施事項について定め、事業者による化学物質等の自主的管理を促進し、もって、労働者の健康障害の予防に資することを目的とするものである。事業者は、健康障害防止措置の実施に当たっては、本指針を踏まえつつ、各事業場の実態に即した形で取り組むことが望ましい。

2　化学物質管理計画の策定等

(1)　事業者は、化学物質等の適切な管理のための実施事項を定めた計画（以下「化学物質管理計画」という。）を策定し、労働者に周知するものとする。

(2)　化学物質管理計画には、次の事項を含むものとする。

イ　化学物質等による労働災害の防止に関する労働安全衛生関係法令（これらに基づく告示等を含む。以下「法令等」という。）、化学物質管理計画等の遵守に関すること。

ロ　リスクアセスメント（化学物質等の有害性に関する情報を入手して、当該化学物質等の有害性の種類及び程度（以下「有害性等」という。）、労働者の当該化学物質等へのばく露の程度等に応じて労働者に生ずるおそれのある健康障害の可能性及びその程度を評価し、かつ、当該化学物質等へのばく露を防止し、又は低減するための措置を検討することをいう。以下同じ。）の結果に基づいた健康障害防止措置の策定及び実施に関すること。

ハ　事業場における化学物質等の保管、貯蔵、運搬（事業場外への輸送を含む。以下同じ。）等の適切な管理（化学物質等の漏えい又は盗用の防止を含む。）に関すること。

ニ　化学物質等を製造し、又は取り扱う設備（以下「設備」という。）からの化学物質等の溢出等大量漏えい等が生じた場合における労働者の当該化学物質等へのばく露による健康障害の防止に関すること。

ホ　化学物質等を製造し、又は取り扱う労働者についての当該化学物質等による健康影響の把握等健康管理に関すること。

ヘ　その他化学物質等による労働者の健康障害の防止に関すること。

(3)　事業者は、化学物質管理計画の作成に当たり、衛生委員会の活用等により、労働者の意見を反映させるものとする。

3　有害性等の特定及びリスクアセスメント

(1)　事業者は、事業場において製造され、又は取り扱われる化学物質等について、有害性等の特定及びリスクアセスメントを実施するものとする。

この場合、事業者は、化学物質等の適切な管理について必要な能力を有する者のうちから化学物質等の管理を担当する者（以下「化学物質管理者」という。）を指名し、この者に、有害性等の特定及びリスクアセスメントに関する技術的業務を実施させるものとする。

(2)　化学物質管理者は、有害性等の特定及びリスクアセスメントに際し、化学物質等安全データシート（法第57条の2第1項に定める通知対象物（以下「通知対象物」という。）について、同項の規定により、譲渡し、又は提供する者から相手方に通知される文書等をいう。以下同じ。）又は通知対象物以外の化学物質等の有害性等に関する情報及びこれらの物質による健康障害防止措置に関する情報等（以下「有害性等の情報」という。）を積極的に活用するものとする。

(3)　(2)において、事業者であって、化学物質等の譲渡又は提供を受けた者は、化学物質管理者に有害性等の情報を審査させ、当該情報のうち、不明確な事項、疑問のある

事項等については、当該化学物質等を譲渡し、若しくは提供した者、化学物質等の有害性等に関する外部の専門家又は専門的な機関等に照会する等の方法により、当該事項について解明させるように努めるものとする。

(4) なお、事業者であって、通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、化学物質等安全データシートを作成するのに必要な知識を有する者（以下「化学物質等安全データシート作成者」という。）にこれを作成させ、当該物を譲渡し、又は提供する相手方に交付するものとし、通知対象物以外の化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、当該物について有害性等を調査し、かつ、当該物を譲渡し、又は提供する相手方にその結果を文書等で通知するように努めるものとする。

4 実施事項

(1) 事業者は、法令等、化学物質管理計画等により、健康障害防止措置の実施事項を特定するとともに、これらを実施するものとする。

(2) 実施事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

イ 化学物質等を製造し、又は取り扱う業務については、次により化学物質等へのばく露を防止し、又は低減するための措置を構ずること。

(イ) 作業環境管理

a 使用条件等の変更

b 作業工程の改善

c 設備の密閉化

d 局所排気装置等の設置

(ロ) 作業管理

a 労働者の当該化学物質等へのばく露を防止し、又は低減するような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択

b 呼吸用保護具その他の保護具の使用

c 当該化学物質等にばく露される時間の短縮

(ハ) 局所排気装置等の管理

(イ)のdの措置を講じた場合は、次により局所排気装置等の管理を行うこと。

a 作業が行われている間、有効に稼働させること。

b 定期的に保守点検を行うこと。

(ニ) 保護具の備え付け等

保護具については、同時に就業する作業者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持すること。

(ホ) 作業規程の作成等

次の事項について当該業務に係る作業規程を定め、これに基づき作業を行わせること。

a 設備、装置等の操作、調整及び保守点検

b 異常な事態が発生した場合における応急の措置

c 保護具の使用

(ヘ) その他労働者の化学物質等へのばく露を防止し、又は低減するための措置

ロ 化学物質等を製造し、又は取り扱う作業に従事する労働者に対して、当該化学物質等に関して、次の事項について、労働衛生教育を行うこと。

(イ) 名称及び物理化学的性質

(ロ) 有害性等、ばく露することによって生じるおそれのある健康障害及びその予防方法

(ハ) ばく露を防止し、又は低減するための設備及びこれらの保守点検の方法

(ニ) 保護具の種類、性能、使用方法及び保守管理

(ホ) 異常な事態が発生した場合の応急措置

(ヘ) その他化学物質等による健康障害を防止するために必要な事項

ハ 化学物質等の保管、貯蔵、運搬等においては、当該化学物質等が漏れ、こぼれる等のおそれがないように、堅固な容器に入れ、又は確実な包装を行うこと。また、当該化学物質等が盗用されることのないよう、必要な措置を構ずること。

ニ 化学物質等を事業場外へ廃棄又は排出する場合は、これらによる事業場の汚染の防止を図るとともに事業場外の汚染の防止に配慮すること。

ホ 設備に関し、適切な構造及び材質の選定、保守点検の励行、これらの設備を取り扱う作業についての適切な作業規程の作成及び当該作業規程に基づく作業の励行、適切な安全装置の設置等により、当該設備からの化学物質等の溢出等の事故を防止するための措置を構ずること。

ヘ ホの事故による化学物質等の大量漏えい等が生じた場合において、労働者の当該化学物質等へのばく露による健康障害を防止するために、避難経路の確保、緊急用の呼吸用保護具等の備え付け、洗眼・洗身の設備の設置等の対策をあらかじめ講じておくとともに、定期的に避難訓練を実施する等の必要な教育訓練を行うこと。

5 監査等

(1) 事業者は、化学物質管理計画の実施状況について定期的に監査又はパトロール（以下「監査等」という。）を行うものとする。

(2) 事業者は、(1)の結果等に基づき、必要があると認めるときは、化学物質管理計画及びその実施について改善を行うものとする。

6 記　録

事業者は、化学物質管理計画の実施状況、監査等の結果等に関し必要な事項を記録するとともに、これを保管するものとする。

7 人材の養成

化学物質等安全データシート作成者及び化学物質管理者は、それぞれの専門分野において十分な知識を有していることが必要である。

このため、事業者は、これらの人材の養成に努めるものとする。

起　案　用　紙

発議印（施行年月日、文書番号等）	起　案	平成15年 10月 7日	
平成15年 10月 14日 基発第1014001号	決　裁	平成15年 10月 14日	
	公　印	平成　年　月　日	印
	起　案　者		
施　行　上　の　注　意	労働基準局安全衛生部 計画課 独法班 内線　5550　番 氏　名　　虎澤 茂樹		

件　名	自律的な安全衛生管理の今後のあり方に関する検討会

起案理由：

標記について最新の知見を聴取するため、別紙のとおり検討会を開催し、これに係る経費を支出してよろしいか、お伺いする。
なお、御高裁の上は、別紙(案)により参集者あて出席の依頼をしてよろしいか、併せてお伺いする。

所属	役職／氏名	決裁
労働基準局	局長 松崎 朗	決裁
労働基準局 総務課	審議官 大石 明	決裁
労働基準局 総務課	課長 尾澤 英夫	決裁
労働基準局 総務課	課長補佐 藤井 敏行	決裁
労働基準局 総務課 予算係	係長 藤原 毅	決裁
労働基準局 総務課 予算係	主任 池田 大祐	決裁
労働基準局 総務課	課長補佐 荒木 祥一	決裁
労働基準局 総務課 総括係	係長 松原 哲也	決裁
労働基準局安全衛生部 計画課	安全衛生部長 恒川 謙司	決裁
労働基準局安全衛生部 計画課	課長 中沖 剛	決裁
労働基準局安全衛生部 計画課	課長補佐 平塚 志郎	決裁
労働基準局安全衛生部 計画課 管理係	管理係長 笹川 康成	決裁

労働基準局安全衛生部 計画課 管理係	係員 中村 一樹	決裁
労働基準局安全衛生部 計画課 企画係	課長補佐 毛利 正	決裁
労働基準局安全衛生部 計画課 企画係	企画係長 高津 昌夫	決裁
労働基準局安全衛生部 計画課	調査官 田中 正晴	決裁

大分類	
中分類	
小分類	
行政文書ファイル名	
保存期間	

大臣官房総務課引継　平成　　　年

厚　生　労　働　省

１　日　　時　平成１５年１０月２３日（木）１４：００～１６：００

２　場　　所　専用第１６会議室

３　議　　題　自律的な安全衛生管理の今後のあり方に関する検討会

４　出 席 者　検討会メンバー　　　　１０名
　　　　　　　厚生労働省職員　　　　　８名

５　予定経費　（１）　謝金　　　　　　＠９，５００円×２人＝１９，０００円
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＠９，０００円×６人＝５４，０００円
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＠８，５００円×２人＝１７，０００円
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　小計　９０，０００円
　　　　　　　（２）　旅費　　　井上枝一郎　外9名　　　２１１，１００円
　　　　　　　（３）　茶菓代　　　　　　　＠２８０円×１８人＝５，０４０円
　　　　　　　　　（経費支出先：喫茶モア）
　　　　　　　（４）　速記料　＠２４，０００円×２時間×１．０５＝５０，４００円
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　合計　３５６，５４０円
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（内訳は別添参照）

６　支出科目　労働保険特別会計（労災勘定）
　　　　　　　（項）労働福祉事業費
　　　　　　　　（目）諸謝金
　　　　　　　　（目）委員等旅費
　　　　　　　　（目）庁費

(会議名)自律的な安全衛生管理の今後のあり方に関する検討会 平成15年10月23日(木)14:00～16:00 於　専用第16会議室					
氏名 (所属)	住所(勤務先) (自宅)	謝金	旅費	茶菓	出欠
井上　枝一郎 (関東学院大学教授)	〒236-8501 神奈川県横浜市金沢区六浦東1-50-1	○	○	○	○
太田　聰一 (名古屋大学助教授)	〒464-8601 愛知県名古屋市千種区不老町	○	○	○	○
衣川　益弘 (鳥取環境大学環境政策学科助教授)	〒689-1111 鳥取県鳥取市若葉台北一丁目1番1号	○	○	○	○
小出　勲夫 (豊田安全衛生マネジメントシステム 取締役社長)	〒473-0902 愛知県豊田市大林町14-10-18	○	○	○	○
後藤　純一 (神戸大学経済経営研究所教授)	〒657-8501 兵庫県神戸市灘区六甲台町 2-1	○	○	○	○
柴田　裕子 (UFJ総合研究所主任)	〒105-8631 東京都港区新橋1-11-7	○	/	○	○
森　　晃爾 (産業医実務研修センター所長)	〒807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号	○	○	○	○
畠中　信夫 (白鴎大学法学部教授)	〒323-8585 栃木県小山市大行寺1117	○	○	○	○
平野　敏右 (独)消防研究所理事長(座長)	〒181-8633 東京都三鷹市中原3－14－1	○	○	○	○
宮尾　克 (名古屋大学情報連携基盤センター教授)	〒464-8601 愛知県名古屋市千種区不老町	○	○	○	○
計10名		10	9	10	/ 0

(会議名)自律的な安全衛生管理の今後のあり方に関する検討会

平成15年10月23日(木)14:00～16:00

於 専用第16会議室

	官職	茶菓	出欠
恒川 謙司	安全衛生部長	○	ｑ
中沖 剛	安全衛生部計画課長	○	ｑ
西本 徳生	安全衛生部安全課長	○	ｑ
田中正晴	安全衛生部計画課調査官	○	ｑ
毛利 正	安全衛生部計画課課長補佐	○	ｑ
浅田 和哉	安全衛生部主任中央労働衛生専門官	○	ｑ
田中 敏章	安全衛生部副主任中央労働衛生専門官	○	ｑ
高津 昌夫	安全衛生部計画課企画係長	○	○
計8名		8	8

(会議出席者 18名)

基発第　　　　　　号
平成１５年　　月　　日

参集者あて

厚生労働省労働基準局長

自律的な安全衛生管理の今後のあり方に関する検討会

拝啓
　益々御健勝のこととお慶び申し上げます。労働安全衛生行政の推進に御協力いただき、お礼申し上げます。
　さて、このたび、標記検討会を下記のとおり開催することとし、その中で、貴台の御意見等を拝聴いたしたく、御案内させていただきます。
　つきましては、御多忙中とは存じますが、万障お繰り合わせの上、御出席方よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

１　日　　時　平成１５年１０月２３日（木）１４：００～１６：００

２　場　　所　専用第１６会議室

３　連 絡 先　厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課
電話　０３－５２５３－１１１１（内５５５０）
　　　０３－３５０２－６７５２（夜間直通）
担当　田中、虎澤

自律的な安全衛生管理の今後のあり方に関する検討会

昭和４７年に労働安全衛生法が制定され、以来３０年同法に基づき労働災害防止対策を展開してきており、その間労働災害は半数以下にまで減少してきているものの、近年その減少率は鈍化している。さらに、社会経済情勢の変化に対応し、労働者の安全と健康を確保するため、今後の安全衛生対策の在り方を検討する必要性が指摘されている。

また、企業の分割・統合が進展し人材の流動性が高まり、就業形態が多様化している中で、特定の人材の知識・経験に依存しない組織的、体系的な安全衛生管理体制を確立し、安全衛生対策を推進する必要性が高まるとともに、さらに、安全衛生に関する知識やノウハウを事業場内において継承させる必要性も指摘されている。

このような状況下で、我が国の安全衛生法体系の今後の在り方を考えると、法令で最低基準を定め、それを事業者に遵守させるという現行の手法に加え、安全衛生に関連する様々な要因の変化に柔軟に対処できるリスクアセスメントの手法を核とする事業者の自律的な安全衛生管理体制を確立する仕組みの導入を拡充し、リスクの合理的かつ体系的な低減を図ることにより、安全衛生水準を向上させることが望まれる。

このため、今回、専門家を参集し、そのリスクアセスメントの有効な手法の１つである労働安全衛生マネジメントシステムの企業での実状、労働衛生に係るマネジメントシステム等についての報告等を行うこととしたい。

第5回企業における自律的な安全衛生管理の進め方検討会議事録概要(案)

1　日　時　　平成15年10月23日(木)　14:00~16:00

2　場　所　　専用第16会議室

3　出席者

（委員）　平野座長、井上委員、太田委員、衣川委員、小出委員、
後藤委員、柴田委員、畠中委員、森委員、宮尾委員
（行政）　恒川安全衛生部長、中沖計画課長、西本安全課長、
中林労働衛生課長、飛鳥化学物質調査課長、
高橋建設安全対策室長、高橋環境改善室長、他
オブザーバー

4　議事概要

事務局から、「企業における自律的な安全衛生管理の進め方」中間報告書(案)を説明後、意見交換を行った。その内容は以下のとおり。

○ホワイトカラーについての対応が十分でない。
→4.(1).ア.(ウ)において、ホワイトカラーを含んだ過重労働対策等に対応している。
○4.(1).ア.(ア)における中間管理職に関する教育の趣旨が不明確である。
○ラインのトップの教育の推進によるライン機能の強化ではないか。
→趣旨を明確にする表現とする。
○高齢者のリスク低減を考えてはどうか。
→従来から高齢者対策は進めてきている。
○OSHMSの導入効果及びインセンティブ措置(重複の指摘)に関する記述を適正にしてはどうか。
→導入効果については、適正な表現ぶりに修正し、インセンティブ措置に関しては、重複を避けた記述とする。
○4.(1).ア.(ウ)の過重労働対策、メンタルヘルス対策に加え、化学物質による健康障害の追加により、課題とのバランスが良いのではないか。
→指摘のとおりとする。
○環境省が環境経営促進法を検討しているらしいが、インセンティブ措置のひとつとして政府調達への優先ということが有効ではないか。
→環境省の法案はアドバルーンを上げただけである。
○7ページ下から5行目の根拠として「マスコミで指摘されている」ではなく、独自の根拠

を入れるべき。

→背景要因については、推測の段階であることから、この表現とした。

○「性能用件化を促進することについて検討が必要」とはポジティブかネガティブか

→前向きに性能用件化を考えていく趣旨である。

○トップの意識を強調すべきではないか。

経営トップの関与という観点から、4.（1）. アのOSHMSの説明文にトップの関与の記述を入れるとおさまりが良い。

→追加する。

○安全文化のコンセプトを入れてはどうか。

→既にJCOの事故の対応において、内政審議室による事故対策会議の報告書の通知において、地方局にも指示している。

○3ﾍﾟｰｼﾞの問題意識の中には、混在のない業務請負の場合における発注者の責任が明確でない。

→7ﾍﾟｰｼﾞの「施設設備等の管理権原を有する者による下請労働者等を含めた管理体制を推進する」において、発注者も包含されていると考える。

○企業として安全配慮義務を守ることとは、OSHMSの実施ということではないか。

○性能規定化を推進するにおいて、安衛法28条に基づく技術上の指針、通達レベルのガイドライン、業界基準等の充実が必要である。

○安全管理者の研修の義務づけも必要ではないか。

○8ﾍﾟｰｼﾞの(ウ)の専門家について、具体性に欠ける。

→従来からの安全衛生の担当である、産業医、衛生管理者等の教育を、リスクの評価という専門性を高めるという観点で、充実することにより専門家を育成ということになるのではないか。

→今後、座長と相談し、先生方の意見をいただき、最終版としたい。